

東京都知事 小池百合子殿

令和7年12月2日

一般社団法人東京中小企業家同友会

代表理事 矢倉 保吏

令和8年度（2026年度）東京都に対する政策提言・予算要望

中小企業・小規模企業の成長と地域経済を支えるために

はじめに

中小企業・小規模企業は、地域の雇用を創出し、経済発展を支える日本経済の基盤であり、また地域社会の担い手です。将来への希望や仕事の誇り・喜びを生み出す一方で、人手不足による事業継続の危機、原材料価格の高騰による利益率の圧迫、デジタル化への対応など高付加価値を生み出すための自己変革など、多様な経営課題に直面しています。

これらの課題に対応し、中小企業・小規模企業の持続的な成長・発展を促すため、以下の政策支援と予算措置を要望いたします。本提言は、中小企業各社の自助努力を前提とし、公平公正な取引と競争環境を整えることで、事業成長を阻害する要因を排除し、各社の施策や努力を後押しすることを目指します。また、事業経営が過度に経営者個人のリスクとならない商慣行の実現を目指し、補助金や助成金、制度融資への過度な依存なく、自立的な競争力を育む環境整備こそが、市場の歪みを是正し、眞の成長を促すと確信しています。さらに、個人事業主や労働者性の高いフリーランスが、安心して事業活動を行い、将来的に企業家として成長することを後押しする観点も重要視します。

そのためには、東京都が関係機関や周辺自治体との連携を強化し、そのコーディネート力を最大限に發揮することで、中小企業の課題解決を強力に推進することを期待しています。また、各種事業の周知・普及啓発においては、中小企業団体等のネットワークを最大限に活用し、事務コストの削減と実効性の向上を図ることを求めます。

I. 中小企業振興の基盤整備に関する要望

1. 東京都中小企業・小規模企業振興条例の全自治体への普及

東京都内で振興条例を制定している自治体は17区・8市にとどまっており、特に多摩地域において未制定自治体が多く残されています。条例化は、各自治体での情報発信の強化、地域間格差の是正、広域的な連携による支援の強化、そして東京都全体での支援水準の底上げに繋がります。

東京都は、中小企業・小規模企業振興条例 第三条3に示された「区市町村相互の協力連携による振興の推進」をより強力に推進し、条例化未実施自治体への働きかけと、既条例化自治体との連携強化を通じて、東京都全体での中小企業支援の体系化を図ることを要望いたします。

II. 賃金・取引環境の公正化に向けた環境整備

2. 価格転嫁を促す取引環境の整備

物価上昇に対応した持続的な賃上げを実現するためには、労務費や原材料費などのコスト上昇分を適正

に取引価格へ転嫁できる公正な取引環境の整備が不可欠です。

（1）公正な取引の促進と監視・相談体制の強化

発注側と受注側の力の差を背景とした不当な取引慣行に対し、国と連携した監視・指導体制を強化し、下請法や独占禁止法に基づく毅然とした法執行の徹底を国に求めます。特に、労務費の適切な転嫁を阻害する「買いたたき」や「減額」行為の是正が必要です。また、中小企業が気軽に相談し、早期に解決できる都内専門的な相談窓口（例：下請センター東京）の周知と、体制の拡充を要望いたします。

（2）価格交渉力の強化支援と「労務費の転嫁の在り方に関する指針」の徹底

中小企業が対等な立場で価格交渉に臨めるよう、原価計算、価格設定、交渉スキルに関する実践的な研修や専門家派遣を強化してください。国が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の都内企業への周知を徹底し、指針の実効性を高めるための施策を講じることを要望します。

（3）公契約における適正な価格設定の導入

東京都や区市町村が発注する公契約において、適正な賃金水準とコストを反映した予定価格を設定することを求めます。公契約が中小企業の賃上げをリードする役割を担うため、発注者側が「労務費の転嫁の在り方に関する指針」を率先して遵守し、物価・賃金動向を反映した積算基準を導入することが極めて重要です。

3. 人手不足と「年収の壁」への対応

深刻化する人手不足を解消し、特にパートタイム労働者を中心とした潜在的な労働力の活用を促進するため、東京都は国への働きかけと独自の支援を強化してください。

（1）「年収の壁」の柔軟化に向けた国への強力な提言

特に 106 万円・130 万円の壁は、人手不足が深刻な中で就業調整による「働き控え」だけでなく、女性が主に担うパート労働における男女の賃金格差を固定化させる要因となっています。東京都は、この問題の解決を女性活躍推進の重要施策と位置づけ、社会保険適用基準の柔軟化に向けた制度見直しを国に対し強力に提言してください。

（2）既存対策事業の普及と業務細分化支援の強化

中小企業の人手不足は、「ゼネラリスト志向」による業務負担の集中にも一因があります。東京都は「超短時間雇用モデル」の導入支援を拡充し、業務フローの見直しや職務の細分化に関する専門的なコンサルティングを強化してください。小さくとも着実に分業を推し進めることは、中小企業の人手不足感を補うばかりか、生産性向上にも寄与し、事業の成長性・安定性を高める重要な施策です。

III. 人材確保と職場環境の強化に向けた支援

4. 安心して働き続けられる職場環境の整備と多様な人材の活用を一層後押しすること

生産性の向上と職場環境や待遇の改善は不可分です。中小企業が多様な人材を確保し、その能力を最大限に発揮できるよう、以下の支援を要望します。

(1) 柔軟な働き方導入による人材確保・定着支援の強化

(ア) 既存支援制度の統合的運用と事業者負担の軽減

柔軟な雇用制度の導入は、企業の生産性向上と経営の高度化に資する重要な取り組みです。しかし、制度導入時には、給与計算システムの改修、業務フローの再設計など、専門的かつ時間のかかる間接的な作業負担が発生しています。東京都は、「柔軟な働き方」導入支援事業と「生産性向上」支援事業との連携を強化し、事業者がワンストップで支援を受けられるよう、制度の統合的運用を要望いたします。これにより、制度利用の心理的・事務的障壁を解消すべきです。

(イ) 定着・効果検証を目的とした伴走支援の徹底

柔軟な雇用制度は導入が目的ではなく、運用による人材の定着と生産性向上が最終目的です。専門家派遣においては、制度導入後の定着・効果測定までを伴走支援の対象とし、制度が形骸化することを防いでください。柔軟な働き方が従業員のウェルビーイング向上と企業の生産性向上に繋がった優良事例を深度深く分析し、その要因等をオンラインセミナー等を通じて積極的に普及させることを要望いたします。

(ウ) 「多様な働き方実践企業」制度の実効性強化

東京都独自の視点として、「多様な働き方実践企業」認定制度について、認定企業へのインセンティブ（例融資優遇、公共調達での加点）を強化し、制度の実効性を高めることで、中小企業の採用競争力強化を後押しすべきです。

(2) フリーランス保護・取引適正化への踏み込んだ支援

個人事業主やフリーランスが安心して働ける環境整備は喫緊の課題です。2024年秋に施行された「フリーランス新法」について、東京都は以下の施策を通じて、支援を一層拡充することを要望いたします。

(ア) 一元的な相談窓口の設置

現在分かれている「取引の適正化」（下請センター東京）と「就業環境の整備」（労働相談情報センター）に関する相談窓口を統合し、フリーランスが利用しやすい一元的な窓口の設置を要望します。

(イ) 取引慣行への踏み込みとツールの提供

労務費の転嫁の考え方をフリーランス取引にも適用するよう促し、不当な低単価発注の是正に取り組むこと。また、育児・介護への配慮義務が形骸化しないよう、具体的かつ実践的なガイドラインや契約ひな形を策定・提供してください。

(ウ) 監督指導機能の強化

フリーランスが将来の取引停止を恐れて申告を躊躇しないよう、匿名性を確保した上で、都が国と連携し、法令違反への調査・是正指導を強化する仕組み、具体的には匿名性の高い情報提供・通報ルートの整

備を求める。

(3) 職場環境の魅力向上と経営安定化に資する支援の強化

中小企業が労働者の定着と満足度を高めるうえで、**経営の安定と事業の成長は欠かせません**。このため、**経営力を高める支援と連携した取り組み**が求められます。

(ア) 総合的な職場環境改善支援

福利厚生の充実、キャリアアップ支援、ハラスマント対策など職場環境改善に取り組む際のオンラインも活用した相談体制や助成金を拡充すること。

(イ) オンラインセミナーの実施と広報強化

これらのテーマに関するオンラインセミナーの実施を通じて中小企業の採用定着力を高める施策の一層の強化と広報強化を要望いたします。

(4) 次世代の担い手を育むためのキャリア教育と職場体験支援

(ア) 都による職場体験の橋渡し機能の強化

中高生の政策提案から生まれた「TOKYO 中高生職業体験サイト Job EX」([出典：東京都プレスリリース 2025年7月4日]) のプラットフォームを基盤とした、小・中学生といった学童期からのキャリア教育への展開を要望します。中小企業を担う人材育成の初期段階として、職場体験機会の拡充を図るとともに、受け入れ企業側の負担軽減を図るため、都が中小企業と学校の間の円滑な橋渡し役を担うことを求めます。

(イ) 育成・定着支援とネットワークの構築

これにより、将来的な中小企業を担う人材の育成のきっかけやネットワークが生まれ、都内中小企業の魅力や多様な働き方を伝え、若手人材の育成・定着を後押しする事業を推進いたします。

IV. 経営の安定化と持続性の確保に向けた支援

5. 社会保険料滞納への柔軟な対応

社会保険料の滞納が発生している中小企業に対し、経営実態に応じた現実的な納付計画を策定できるよう、年金事務所、労働局、税務署などの関係各所が一丸となって協議する場（ミーティング）を東京都が積極的に**仲介・設定**する。これにより、一方的な徴収ではなく、**事業継続を可能にする柔軟な対応**を促し、企業の倒産や廃業を防ぐことを要望いたします。

6. 経営相談の充実と専門家との連携

(1) 中小企業経営者が専門家と相談しやすい制度の拡充

各地に設置されたよろず支援拠点や商工会・商工会議所における経営相談窓口の機能強化を図り、経営者がより気軽に専門家と相談できる体制を整備する。東京都は、これらの相談機関と密接に連携し、情報共有や専門家の派遣を円滑に行うことで、相談体制全体の質を高めること。

(2) 専門家とのマッチング支援の充実

税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、弁護士などの専門家と、中小企業のニーズを適切に結びつけるマッチング支援の予算を拡充し、小規模事業者や個人事業者に対しても、質の高いサービス提供を促進すること。

7. デジタル化の推進と人材活用

(1) デジタル化へのスムーズな適応と新ビジネス創出支援

中小企業のDX化を支援するための補助金制度(IT導入補助金など)の対象拡大と手続き簡素化を図る。また、業務分析や業務フローの把握など、システム導入の前提となる状況を生み出す専門家派遣事業を一層強化すること。デジタル技術を活用した新たなビジネスモデル創出や販路開拓に対するコンサルティング支援を強化すること。

(2) 地域大学と連携による若手人材の確保

地域の中小企業と大学の連携を促進し、インターンシップ制度の拡充、産学連携による共同研究、実践的なカリキュラム開発への支援を強化することで、若手人材の地域企業への就職を促進すること。

8. 助成金・補助金申請手続きの改善

(1) 申請手続きの簡素化と審査体制の迅速化

中小企業の申請負担を軽減するため、オンライン申請システムの利便性向上、必要書類の削減、様式の共通化を進める。審査体制を強化し、採択決定までの期間短縮を図ることで、事業計画の早期実行を実現すること。

(2) 資金繰りを円滑にするための仕組み改善

金融機関との連携を強め、つなぎ融資のあっせんなどの資金需要の発生に対応した制度融資の活用を促し、中小企業の資金繰りを円滑にすること。

9. 資金調達支援

(1) 信用保証制度の拡充（信用保証版マル経融資の創設）

困難な事業環境下においても自助努力する中小企業を金融サポートする信用保証版マル経融資を設けること。商工会・商工会議所、東京都中小企業振興公社あるいは中小企業活性化協議会等から事業改善計画(金融機関向け事業性評価資料としての利用も想定)策定支援、及び融資期間に相当する期間にわたる実行支援・モニタリングなど経営指導を受ける中小企業(小規模事業者を含む)が、一定期間(3か月以上)の実行状況をもとにこれら機関から推薦を受けた場合には、信用保証協会による信用保証を得て民間金融機関から無担保・無保証で事業資金(融資限度額8,000万円)を借りられる制度とする。加えて経営サポート会議利用企業が、参加金融機関から上と同趣旨の承認が得られた場合にも、本制度が利用できることとする。

10. 事業承継支援

(1) 円滑な事業承継の促進

後継者不在の中小企業に対し、後継者育成プログラムの提供や、M&A（合併・買収）支援の強化を図る。事業承継・引継ぎ支援センターの機能強化と相談体制の充実を図ること。特に、都の「事業承継支援助成金」など既存のM&A・承継に関する専門家支援事業について、その周知と利用拡大を強力に推進することを要望いたします。

（2）M&A費用の負担軽減と資金調達支援

デューデリジェンス費用、仲介手数料など、多額の費用が発生するM&Aの負担軽減のため、国に対し、事業承継・M&Aに特化した低利融資制度の創設や、保証料の優遇措置を要望いたします。東京都においても、既存の制度融資を活用し、区市町村と連携した利子補給や信用保証料補助制度の活用を後押しすることで、事業承継に伴う資金調達費用を実質的に軽減することを求めます。

（3）経営者保証の解除支援と円滑な引退の促進

小規模企業者がM&Aにより事業承継を完了した後も、金融機関による前経営者の保証解除が進まないことが、円滑な引退と新たな挑戦への移行を阻害しています。これは、売却側の経営者リスクが完全に切り離されないという重大な問題です。

東京都は、金融機関に対し「経営者保証に関するガイドライン」のM&Aにおける適用を徹底するよう促すとともに、国が設けた「事業承継特別保証制度」など、経営者保証の解除を前提とした信用保証制度について、その周知と利用を強力に推進してください。特に、これらの特例保証に上乗せされる信用保証料について、都が独自の補助制度を創設し、前経営者の保証解除を実質的に後押しすることを要望します。

（4）M&A仲介業者に対する監督強化

M&A仲介業者による悪質なトラブルが散見されることから、仲介業者の登録制度の厳格化、評価制度の導入、不正行為に対する処罰の強化など、ガイドライン制定にとどまらない、法規制の整備と監督体制の抜本的な強化を国に要望いたします。

11. 経営者のリスクリソースと学びの場の提供

（1）経営者の能力向上支援とリスクリソース促進

MBAプログラム、経営塾など、経営者のスキルアップを目的とした学習機会への参加支援を拡充すること。デジタル化やグリーン化など、変化に対応するための**「リスクリソース（学び直し）」を経営者自身が積極的に行えるよう、事業構想力を高める実践的な研修プログラムの開発・提供と、学習した知識を自社に実装するための個別伴走支援を充実させること。

（2）都立図書館等リファレンス機能とビッグデータ活用の連携強化

事業構想の確度を高めるために不可欠な市場調査や商圈分析を支援するため、都立図書館等が持つリファレンス機能を一層發揮し、中小企業支援の枠組みでの連携を強化すること。具体的には、事業者に向けたビッグデータ活用をテーマにしたセミナーの実施を企画するなど、公的な情報資源を用いた経営支援を充実させること。

（3）交流・学びの場の提供と「経営者コミュニティ」形成支援

2025年版中小企業白書では、経営者同士が広域にわたる多様なネットワークと関わることが成長意欲の向上に繋がると指摘されています（[出典：2025年版中小企業白書]）。東京都は、この知見に基づき、地

域の中小企業団体などと連携し、業種や地域を超えた経営者同士のコミュニティ形成と交流の場を積極的に支援・提供すること。また、支援機関同士の相互連携を促し、課題解決に資する「エコシステム」の構築を後押しすることで、経営者が継続的に学び、成長できる機会を創出・提供することを要望いたします。

12. 中小企業の退職金制度の格差是正

大手企業と中小企業の労働者間で広がる退職金格差の是正のため、以下の施策を要望いたします。

(1) 中小企業退職金共済（中退共）制度の抜本的見直し

現行の中退共制度の利回り改善に向けた運用益の向上策を検討し、制度の魅力を高めるよう、東京都から厚生労働省に対し、申し入れることを要望いたします。

(2) 選択型確定拠出年金（選択制 DC）制度の普及促進

社会保険料負担軽減にも資する選択制 DC 制度の普及促進を要望いたします。導入・運営に関する初期費用や事務負担を軽減するための補助金制度を拡充するとともに、専門家によるコンサルティング支援を強化し、中小企業の退職金制度の充実と、社会保険料負担の最適化を同時に図ります。

(3) 退職金資産のポータビリティの抜本的強化

多様な働き方に対応するため、キャリアパス変更に伴い退職金資産が目減りすることなく移行できる制度設計を国に働きかけ、企業規模や雇用形態を超えて、個人の資産形成をシームレスに支援できる柔軟な制度への転換を促進することを要望いたします。

V. 特定産業・地域経済の課題解決に向けた支援

13. 建設業界の生産性向上と企業の経営環境改善

(1) 建築 BIM（ビルディング インフォメーション モデリング）の推進強化

建設業界における生産性向上、品質確保のためには、BIM の本格的な導入が不可欠です。国土交通省が BIM 活用を積極的に推進する中、東京都もこれに強力に連携し、取り組みを加速すべきです。

(ア) BIM 活用プロジェクトの計画的な推進

財務局の「都立建築物 BIM 活用プロジェクト」について、ロードマップで示された「2025 年度 試行の拡大・効果検証」に向け、現時点での具体的な進捗状況、課題、および成果の方向性を速やかに公表してください。ロードマップを確実に実行し、その成果を都内中小事業者への具体的な波及効果として最大化するよう、予算・人員体制の強化と、試行案件の大幅な拡大を要望いたします。

(イ) 中小建設事業者・設計事務所への導入支援

都内建設業界全体での BIM 導入を促すため、特にリソースが限られる中小建設事業者や設計事務所に対し、BIM ソフトウェア導入費用への補助、BIM を活用できる人材育成研修の強化、および BIM データを用いた協働・情報共有プラットフォームの整備支援を要望いたします。

(2) 中小企業の経営環境改善支援の拡充

東京都が実施している「東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣」や「中小企業の賃金制度整備等支援事業」といった現場の声に寄り添った施策のさらなる充実を要望いたします。

(ア) 支援施策の周知と実施体制の強化

支援制度の相談窓口の周知と、各種事業の実施体制の抜本的な強化を図ってください。この際、都内全域にネットワークを持つ中小企業経営者団体との連携を深め、地域に密着した企業に対して、より効果的な情報伝達と支援の実施を目指すべきです。

(イ) 専門家派遣の対象拡充と活用事例の普及

専門家派遣の対象を、地域密着型企業やパートタイム・短時間労働者を多く雇用する事業所などへ拡充してください。また、賃金体系・評価制度の見直しや賃上げを支える経営指針・経営計画に関する優良事例を収集し、その普及を強化することで、中小企業が制度を「活かす」ためのノウハウ提供を充実させることを要望いたします。

14. 地域経済の活性化と持続可能性

(1) 地域経済の活性化と地域貢献の評価

自治体、大学、地域団体等との連携を強化し、地域ブランドの育成、観光振興、地域資源を活用した商品開発など、地域経済全体の活性化を支援する。地域密着型企業が取り組む地域清掃、防犯活動などの地域貢献活動を評価し、税制優遇や助成金等による支援を検討いたします。

(2) 社会事業の持続可能性確保

自治体は、社会事業を行う中小企業やNPO等との間で、サービス内容、費用、成果指標などについて、公平公正で透明性のある取引を行うためのガイドラインを策定し、その遵守を徹底することを要望いたします。

(3) 「職住近接」の推進と都市住宅問題への対応

中小企業の立地環境改善、地域での雇用創出を支援することで「職住近接」を促進する。東京都は、国に対し、投機目的の不動産投資の抑制と課税強化、長期間利用されていない空き家への課税強化など、制度面から総合的に都市住宅問題の解消を図る取り組みを要望いたします。周辺自治体との連携を強化し、周辺地域での企業研修や福利厚生事業を行いやすくするなど、多面的な支援を可能とし、地域との共存共栄を促すこと。

結び

これらの政策提言が実現されることで、中小企業・小規模企業が直面する課題を克服し、その事業を実効性のある形で後押しできることを確信いたします。

東京都が、その有する情報、ネットワーク、専門性を最大限に活用し、関係機関との連携を強力にコーデ

イネートすることで、本予算要望の速やかな実現と、都内中小企業の経営力強化に繋がることを期待いたします。

また、各種助成金・補助金、支援事業等の「事業の周知や普及啓発」における実効性を高めるため、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所、商店街連合会をはじめとする地域に根差した中小企業団体等のネットワークを最大限に活用することを要望いたします。

東京都に置かれましては、本要望の重要性をご理解いただき、政府及び関係省庁、金融機関等、支援機関等、中小企業団体等との連携をつうじて、一層の中小企業振興施策の充実にむけてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上

東京都知事 小池百合子 殿

令和 8 年度 東京都予算等に対する要望

東京都印刷工業組合
公益社団法人東京グラフィックサービス工業会
東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合
東京都製本工業組合

1.公正かつ未来志向の入札制度への改革

東京都の調達は、単なるコスト削減ではなく、都内産業の育成、社会課題の解決、持続可能性の実現に貢献するものであるべきです。その理念に基づき、入札制度のアップデートを求めます。

(1) 人件費アップに対応し仕入れ等物価高騰を完全反映した適正な価格形成

① 実勢価格に基づく積算制度の再構築

依然として続く原材料費・エネルギーコスト・人件費アップの分が適正に反映されるよう、経済調査会発行の積算資料だけでなく、最新の価格動向を反映する仕組みを構築し、適正な予定価格を算出するよう強く要望します。

② 最低制限価格制度の改善

不当廉売を防止し、品質と労働環境を守るための適正利益を得るために、最低制限価格の算定率を現行の「10 分の 7.5」から「10 分の 8.5」へ引き上げることを要望します。また、適用対象を 100 万円以上の案件に引き下げ、制度の実効性を高めることを求めます。

(2) 知的財産権（著作権）の尊重と適正な評価

「コンテンツ版バイ・ドール契約」の全庁的な遵守徹底を改めて求めるとともに、著作者の基本的人権を侵害する「著作者人格権の不行使特約条項」は、例外なく撤廃するよう強く指導を求めます。

(3) 社会的責任(SR)調達の進化と徹底

「東京都人権尊重条例」や「調達指針」の理念を実効あるものとするため、以下の点を仕様書へ明記、または評価項目として加点するよう要望します。

- ・情報保障（MUD）：障害者差別解消法の理念に基づき、全ての都民に情報が伝わる MUD について、採用を原則化し仕様書に明記すること。
- ・環境配慮（GP認定等）：GP認定等を東京都グリーン購入ガイドの【水準1】へ1年間の経過措置終了後、速やかに引き上げること。
- ・東京都サステナビリティ認定制度の創設による戦略的な東京都の課題解決と調達の実現。

(4) 地域経済の活性化に資する発注

地域経済循環の観点から、都内中小企業への優先発注を徹底するよう要望します。デジタルと印刷物の一括発注など、中小企業が単独で受注困難と思われる案件については、分割発注を原則とするとともに、やむを得ず一括発注とする場合は、都内中小企業との JV(共同企業体)を入札参加条件とする、あるいは加点評価する制度の導入を

強く求めます。

2. デジタル社会を勝ち抜くための事業変革支援の抜本的強化

印刷産業が情報コミュニケーション産業へと進化するためには、デジタル技術への対応が不可欠です。特に、DX、生成AIの活用やサイバーセキュリティ対策は、待ったなしの経営課題となっています。企業の自助努力を後押しする、より踏み込んだ支援を要望します。また事業変革のための金融支援を要望します。

(1) 生成AI時代に対応した事業再構築支援

生成AIを活用した新たなコンテンツ制作、業務効率化、マーケティング支援といった新事業への挑戦を強力に後押しするため、戦略策定から設備投資、販路開拓までを一体的に支援する補助制度の創設・拡充を要望します。特に、扱うデータが膨大になる業界の実情に鑑み、ハイスペックPCやサーバー、高性能ソフトウェア導入の補助上限額の引き上げを求めます。

(2) 「変革推進人材」の育成・確保支援

事業変革には、ITスキルだけでなく、企画力、マーケティング思考、AI活用倫理などを理解した「変革推進人材」が不可欠です。既存従業員の高度なリスクリングを支援する助成制度や、専門人材の採用・定着を促すための賃金助成の創設など、人材の「質の転換」を支援する施策の強化を要望します。

(3) 中小企業強靭化のためのサイバーセキュリティ対策支援

都や都民の重要な情報を扱う印刷産業にとって、サイバーセキュリティ対策は社会的責務です。セキュリティ診断、脆弱性対策、インシデント対応訓練(CSIRT構築等)にかかる費用の補助や、専門家派遣によるコンサルティング支援事業の創設を強く要望します。

(4) 上記課題解決のための金融支援を要望します。

3. 持続可能な経営基盤の構築に向けた包括的支援

気候変動対策や労働人口の減少は、企業の存続に関わる大きな課題です。東京都の未来を見据え、企業の強靭性を高める支援の継続・拡充を要望します。

(1) 多様な人材の活躍推進と業界団体との連携強化

人手不足が深刻化する中、障害者、外国人材、女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境整備が急務です。障害者安定雇用奨励金等の既存制度の拡充に加え、技能向上やキャリアアップ研修への支援を求めます。また、これらの都の優れた施策を業界隅々まで浸透

させるため、これまで同様、業界団体を活用した各種支援事業（委託事業・補助金事業）の継続を強く要望します。

(2) カーボンニュートラル・循環型経済への移行支援

2030年「カーボンハーフ」達成に向け、省エネ設備投資への支援継続に加え、損紙（そんし）や廃インキ、廃版（アルミ）等のリサイクル・再資源化など、セキュラーエコノミー（循環型経済）への移行に資する取り組みへの新たな助成制度の創設を要望します。

(3) 激甚化する災害に備えるBCP支援

能登半島地震の教訓を踏まえ、サプライチェーン維持の観点に加え、デジタルデータの保全・復旧という観点を強化したBCP策定支援の継続を要望します。特に、遠隔地でのデータバックアップ体制構築やクラウド活用への支援を拡充するとともに、BCP策定済み企業を入札で加点評価する制度の導入を求めます。

以上

令和8年度 東京都の中小企業施策等に対する要望

令和7年12月2日
一般社団法人東京都信用金庫協会

1. 中小企業・小規模事業者への支援強化

(1) 資金繰り支援への対応強化

中小企業・小規模事業者の経営環境は、物価高やエネルギー価格の高騰等、引き続き厳しい状況に置かれております。つきましては、資金繰り支援に関し、以下の点につき要望いたします。

- ✓ 信用保証協会等との連携を通じた適時適切な資金供給支援の維持・強化
- ✓ 経営改善に資する制度融資等の更なる充実

(2) 人材確保・人材定着への対応強化

少子高齢化による労働人口の減少等により、中小企業・小規模事業者では人材確保が年々難しくなっております。このような中、採用活動や従業員の定着に向けた支援が一層必要となっております。つきましては、以下の点につき要望いたします。

- ✓ 「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」をはじめとする採用活動支援の維持・強化
- ✓ 「スキルアップ助成金」や「職場定着事業支援助成金」など職場環境整備支援の維持・強化

(3) 生産性向上への対応強化

人手不足を補い、限られた人材の中で生産性向上を図る手段の一つとして業務のデジタル化があります。しかしながら、特に小規模事業者のデジタル化への取り組み状況は徐々に進展しているものの、一部の業務における活用にとどまっており、さらなる業務の効率化に向けた支援が求められます。つきましては、以下の点につき要望いたします。

- ✓ 特に小規模事業者に対するデジタル化・省力化に向けた支援の強化
- ✓ 設備導入やハード機器の導入に伴う費用の助成の維持・強化
- ✓ デジタル化に伴うサイバーセキュリティに対するリテラシー向上に向けた啓発
- ✓ 金融機関におけるデジタル化支援人材育成へのサポート強化

2. 本会補助事業の運営にかかる必要経費の予算措置

本会が補助事業として実施している以下の5事業について、次年度以降の継続実施に向けた予算措置を要望いたします。加えて、これらの事業について本会が必要とする経費を精査のうえ、新たに予算措置を検討していただくよう要望いたします。

- ✓ 女性・若者・シニア創業サポート事業
- ✓ 女性・若者・シニア創業サポート2.0
- ✓ 地域金融機関による脱炭素化支援事業
- ✓ 地域金融機関による事業承継促進事業
- ✓ 金融・経営一体型支援事業(通称:しんようサポート事業(略称:しんサボ))

3. 女性・若者・シニア創業サポート2.0のより実効的な運営

(1)融資利率の引き上げ

本事業の融資利率について、市場金利の動向等を踏まえ、現在の上限である1.0%より引き上げを実施していただきたく強く要望いたします。

(2)実効性があるPRの検討

本事業のPRについて、東京都と本会との相互理解をさらに深めた上で、より実効性あるPRとなるよう検討をお願いいたします。

4. 都税収納における適正な手数料の設定（従来からの継続要望）

以下の都税収納において、適正な手数料設定をしていただきますようお願い申し上げます。

- ✓ QRコード収納やペイジー収納の手数料
- ✓ 従来の窓口収納にかかる手数料

以上

東京都知事 小池百合子殿

2025年12月2日

公益財団法人ユニジャパン

代表理事・理事長 松岡宏泰

要望書

来年度の東京国際映画祭に向けた東京都への要望について

1. 日本の映画業界の現状について

2025年上半期(2025年1月～6月)の映画界全体の興行収入は、前年同期比約105%の約1113億円となり、第1位が唯一の100億円超えとなったアニメーション作品『名探偵コナン 隻眼の残像』(146.7億円)でしたが、洋画不況と言われるなかで、洋画のヒット作がランキングを席巻したほか、邦画実写のヒットも目立ち、アニメーション一辺倒から、バランスの取れた健全な市況になりました。上半期のアニメのその他ヒット作には、『モアナと伝説の海2』(51.7億円)、『映画ドラえもん のび太の絵世界物語』(45.7億円)『機動戦士Gundam GQuuuuuuX Beginning』(36億円)がありましたが、7月18日に公開された『劇場版「鬼滅の刃」無限城編 第一章 猿窓座再来』(配給:東宝)が、11月9日時点で377億円の興行収入に達しているほか、細田守監督の4年ぶり新作『果てしなきスカーレット』が11月21日公開予定となっており、年間ではやはりアニメーション作品がランキング上位を占めることが予想されます。

一方、実写の邦画で上半期大ヒットとなったのが、歌舞伎を題材にした約3時間の大作『國宝』(配給:東宝)で、11月9日時点で170億円の興行収入となっており、第98回米国アカデミー賞国際長編映画賞部門の日本代表作品にも決定しています。その他上半期の実写邦画では『はたらく細胞』(63.5億円)『ファーストキス 1ST KISS』(28.8億円)『366日』(25.7億円)等がヒットとなりました。

今年上半期のもうひとつの特徴は、洋画が好調なことで、『ミッション：インポッシブル／ファイナル・レコニング』(52.5億円)『マインクラフト／ザ・ムービー』(39.3億円)『ウィキッド 小さりの魔女』(35.3億円)『F1／エフワン』(20億円)といったヒット作が出ているほか、ミニシアター中心の公開による『教皇選挙』が11.4億円の興行収入となり、シリーズ続編などのハリウッド大作ではない洋画からもヒットが生まれました。

また、昨年度の第37回東京国際映画祭で東京グランプリ、最優秀監督賞、最優秀男優賞を受賞した、吉田大八監督作品『敵』が、第18回アジア・フィルム・アワードの作品賞、監督賞、主演男優賞、助演女優賞他にノミネートされ、2025年3月の北京国際映画祭、4月のウディ・マー・ファー・イースト映画祭でも上映されるなど、東京国際映画祭での紹介をきっかけとした邦画の海外進出の事例もありました。

2. 東京国際映画祭の役割・意義について

第38回東京国際映画祭(2025年10月27日～11月5日:10日間)は、昨年に引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区で開催され、昨年対比104%の入場料収入、同105%のイベント動員数を記録し、大盛況となりました。特に日比谷仲通りでのオープニングレッドカーペットについては、観覧スペースを拡充した結果、昨年対比106%の観客動員数を記録し、大きな賑わいとなりました。

また、国際映画祭の重要な目的である人的交流のための海外ゲスト招聘者については、TIFFCOM参加者も含め、昨年並みとなる2500名を超える方をお迎えする事ができました。海外ゲストと国内映画関係者(映画監督、プロデューサーなど)との交流の場も様々に組むことができ、国際映画祭の大きな役割を示すことができたと思います。

東京国際映画祭は、ユニジャパンの定款にある「わが国の映像文化並びに映像産業の振興を通じて(文化的で豊かな国民生活の実現を目指すとともに)、海外に対してわが国の良好なイメージを発信し、国際友好と文化及び産業交流の増進を図ることにより、広く公益に寄与すること」に合致している事業です。今後も海外からの招聘に一層の力を入れ、同時に、オンラインの有効活用を組み合わせ、従来以上の活発な交流を取り戻すようにしていきたいと考えます。

東京国際映画祭は、その40年の歴史(第1回は1985年開催)や国際的な知名度において、間違いなく東京の魅力を引き続き強く発信できる、国際的な文化イベントであると確信しております。

3. 東京国際映画祭が2026年度に向けて目指す方向、及び、東京都への要望

① 主要部門(コンペティション部門)の継続的な実施強化

コンペティション部門、及び、アジアの未来部門の国際審査委員を招聘し、この2つのコンペティティブ部門を核に、ガラ・セレクション部門、ワールドフォーカス部門、NIPPON CINEMA NOW部門、アニメーション部門、ユース部門、TIFFシリーズ部門、日本映画クラシックス部門等を実施致します。

次年度(2026年)も基本的に今年の実施体制を継承し、国際映画製作者連盟(FIAPF)の認定する長編コンペティション部門を擁する14の映画祭※の一つとして、従来のコンペティション部門を実施致します。

※他の主な映画祭として、ベルリン、カンヌ、ロカルノ、上海、ベネチア等が認定されております。

【具体的な要望】

コンペティション部門実施への引き続きのご支援をお願い致します。

② 映画祭上映会場のグレードアップ(収容能力の高いメイン会場の確保、開催地域の拡大)

東京国際映画祭がカンヌ国際映画祭やベネチア国際映画祭など、世界に名立たる映画祭との差別化を行う上で、日本の伝統が感じられる地域、会場として、引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区を活用します。この地域には、映画・演劇の伝統が根付いており、複数の映画館、大型イベントが実施できるホールや高級ホテルも多数あり、街そのものの魅力も大いにある、日本・東京の中心地です。

各会場も近距離に配置され、徒歩にて移動もでき、参加される方々にとっても大変アクセスがしやすくなっています。次年度(2026年)は、更なる上映会場、イベント会場の拡大を図り、映画人が集い、親睦を深める場としても申し分のない場所とします。また、そこでしか体験できない要素も組み込み、再び参加したくなる、人に薦めたくなる映画祭を目指します。更に、東京をより多面的に活用することで、様々な街の魅力を伝え、より多くの方の参加が見込めるようにします。

【具体的な要望】

メイン会場、及び、周辺の数多くの上映会場の維持・拡大に対する引き続きのご支援をお願い致します。

③ 海外の映画人・プレス・インフルエンサーとの交流強化

映画祭の重要な柱は、優れた作品の上映と並んで、国内外の映画人同士の交流を深めることです。それにより、東京国際映画祭と日本映画の国際社会での認知度が高まり、日本と諸外国との映画を通じた交流・協力関係の強化につながることが期待されます。また、そのことは、結果として、日本、特に東京の存在を更に一層世界に知らしめることになり、観光客の誘致にもつながっていくものと思われます。

【具体的な要望】

有力な映画関係者(含むメディア)の招聘・交流強化に対する引き続きのご支援をお願い致します。

④ 映画祭におけるオンライン活用強化

オンラインによる生配信やアーカイブ配信の重要性は高まっています。フィジカルな上映・イベントの実施をベースとしつつも、オンラインの取り組みについては、収容人数に制限のある場の配信など効果的な形で行い、国内外を問わず、今まで参加できなかった地域の方々の参加を促すような仕組みづくりを行い、リアルな参加者増につながるように致します。

【具体的な要望】

オンライン視聴者増を目的とした映画祭の様々なイベントの効果的な配信(生配信含む)の実施、及び、映画祭参加者増を目的としたウェブ上での登録システムの構築に対する継続的なご支援をお願い致します。

⑤ 文化的記念イベントとしての屋外上映の実施

映画祭が日比谷地区中心に行われるようになり、東京ミッドタウン日比谷 日比谷ステップ広場で行われる屋外上映は定着しました。屋外上映の実施は、映画祭のイベントそのものの見え方の広がりにつながり、多様な映画の楽しみ方を提供でき、また、祝祭感のあるイベントにする上でも重要であり、今後も継続していく所存です。

【具体的な要望】

屋外上映実施への継続的なご支援をお願い致します。

⑥ 映画産業の青少年育成事業の実施・強化

映画における人材育成の観点で行っているユース部門ですが、TIFF ティーンズ映画教室、今年度新たに実施した TIFF ティーンズ・シネクラブ、及び、対象者を小中高に特定した上映部門の実施は、映画制作、及び、映画鑑賞を行う若年層の育成の意味で重要です。また、2023 年度より実施している海外との交流企画として、国際的な視野に立った若者の育成に努めるべく、若者への映画教育を行っている海外の団体を招聘し、TIFF ティーンズ映画教室の参加者たちと交流する、TIFF 映画教育国際シンポジウムについても継続していく所存です。

【具体的な要望】

TIFF 映画教育国際シンポジウムも含め、ユース部門の継続的な実施に対するご支援をお願い致します。

⑦ ウィメンズ・エンパワーメント部門の実施

昨年度に新設したウィメンズ・エンパワーメント部門では、昨年に引き続きアンドリヤナ・ツヴェトコビッチがシニア・プログラマーとして選定した、世界各国の女性監督による新作映画 7 本を上映しました。

また、今年度より女性と映画についての学びを深めるラウンドテーブル・シリーズをスタートし、今回は台湾、韓国、愛知の女性映画祭からゲストを招いた「女性映画祭の力」を開催しました。更に、国際的に活躍する女性の作り手を招いて、各々の眼差し(Gaze)を学び共有するトークイベント『ハー・ゲイズ』、日本人女性プロデューサー3 名が世界進出について語るトークイベント「東京から世界へ」も実施しました。

SDGs の 17 のゴールの 1 つである「ジェンダー平等の実現」は、男女平等を実現し、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げる事を目的としております。東京都が推進している女性活躍促進の取組みとも足並みをそろえ、本部門を継続していく所存です。

【具体的な要望】

ウィメンズ・エンパワーメント部門実施への継続的なご支援をお願い致します。

⑧ アジア学生映画コンファレンス部門の実施

今年度よりの新たな企画として、日本を含むアジアの若手映画人の育成に貢献することを目的とし、アジア各国の映画学校が推薦する 60 分未満の作品から選出された学生映画のコンペティション部門「アジア学生映画コンファレンス」を実施しました。第 1 回目となる今回は、5 力国・2 地域から 64 本の作品の応募がありました。ここから、アニメ 3 本を含む 15 作品に絞り込み、国際審査委員により選定された最優秀作品を映画祭のクロージングセレモニーで表彰しました。更に、招聘した学生を対象に、日本のプロデューサー、監督によるマスタークラス、及び、撮影所を見学するエクスカーションも実施しました。

今回応募された学生映画作品の完成度は非常に高く、本部門に対する各国の映画学校からの注目度も高まっておりますので、アジア映画の未来に貢献することを目標としたこの部門を、今後も継続していく所存です。

【具体的な要望】

アジア学生映画コンファレンス部門実施への継続的なご支援をお願い致します。

⑨ ワーク・イン・プログレスの実施

ワーク・イン・プログレス(Work in Progress)とは、仕上げ作業中で未完成の映画作品を指し、ロッテルダム、サン・セバスチャン、アヌシー等、世界の国際映画祭においては、こういった仕上げ作業中の作品を、映画祭プログラマーや主力バイヤー等、映画業界のプロフェッショナルに限定して行う試写が実施されています。

昨年、及び今年の東京国際映画祭には、カンヌ、ベルリン、ロッテルダム、ニューヨーク等の主要な国際映画祭のプログラマーが来日しましたが、これから完成する予定の日本映画をいち早く見たい、との彼らからの強い要望に応えて、未完成作品の試写を行うワーク・イン・プログレスを試行的に実施しました。これは、海外の主要な映画祭ではワールドプレミア作品であることが作品選定の条件となっていることが多く、東京国際映画祭で完成品が上映された時点で選定対象外となってしまうため、海外の映画祭関係者は、これから出来上がる作品を見る方向にシフトしています。

その結果、昨年の第 37 回の際に試写した『リライト』が、完成後に今年 4 月開催のウディネ・ファーイースト映画祭のコンペティションに選出、『BAUS 映画から船出した映画館』が同 4 月開催の北京国際映画祭のコンペティションに選出されるとの成果がありました。

来年度は、このワーク・イン・プログレスを以下のように拡充・強化して実施したいと考えております。

①企画プレゼンイベント：

日本映画、及び日本とアジア(東アジア、東南アジア)との共同製作の企画で、東京国際映画祭開催時に撮影中、または仕上げ作業中の企画を 10 企画程度選出。それぞれの作品の 10

分程度のフッテージを上映し、監督やプロデューサーによるプレゼンと質疑応答を、映画祭のパスホルダー(100名程度)が参加可能な公開イベントとして開催。終了後、選出企画の監督やプロデューサーが業界関係者、プレス、映画祭プログラマーたちと懇談する交流会を開催します。

②映画祭関係者向け試写

海外の映画祭プログラマーに紹介すべき日本映画、及び日本とアジア(東アジア、東南アジア)との共同製作映画を選考し、製作者の許諾が得られた作品(5~6作品を予定)を招待制・非公開形式で試写します。また、カンヌ、ベルリン、ベネチアを始めとする主要国際映画祭のプログラマーを試写に参加することを条件に招待します。

【具体的な要望】

この新規拡充企画の実施に対するご支援をお願い致します。

以上

東京都知事 小池百合子 様

令和 8 年度東京都予算等に対する要望について

令和 7 年 12 月

一般社団法人東京ニュービジネス協議会
会長 青木 正之

1. 本要望の背景

弊会は、井川前会長体制で実現してきた「経営の『成長』と『承継』」のテーマを引き継ぎ、東京都の中小企業・スタートアップの企業活動のより一層の促進を目指しています。具体的な実績として、令和5年度は会員企業の事業承継・M&A、令和6年度は子どもを対象とした早期アントレプレナーシップ教育、令和7年度は中小企業における男性育休の促進等、毎年度新しい施策テーマに取り組み、会員である中小企業・スタートアップ経営者の意識啓発、社会に向けた情報発信等に取り組んできました。

今年度はこれまでのテーマの継続およびさらなる発展とともに、中小企業における人材確保の問題、経営におけるデジタルツールの活用とセキュリティの強化、女性の休眠人材の多様な活躍促進に取り組みたいと考えています。

貴都におかれましても、経済団体におけるこうした成長と承継の好循環を応援いただきたく、弊会からの要望を都政に反映いただくとともに、弊会と連携し、企業経営者への支援をより一層充実いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 要望事項

2.1 中小企業の人材不足解消に向けた積極的な施策について

弊会では、企業規模にかかわらず、志ある経営者が優秀な人材と出会い、ともに新たな価値を生み出していける持続可能でしなやかな経済環境を築いていきたいと考えています。その実現に向けて、2025年6月に会員アンケートを実施し、会員企業の経営者が抱えている経営課題について詳細な意見を収集しました。アンケート結果（有効回答118件）では、「人材不足」に最も多くの意見が寄せられました。また、それを踏まえ同月、中小企業の人材問題について、「るべき姿」を実現するための6つの政策提言を実施しました。その中から、貴都に向けても、以下を要望いたします。

(1) 大企業と中小企業の相互の人材流動の活発化

社員の高齢化や中核人材の育成の難しさが顕著であり、中小企業にとって雇用流動化による人材確保は喫緊の課題です。雇用の流動化は年々進行しているとはいえ、大企業間、もしくは大企業とスタートアップ間の人材交流がその大半であり、中小企業は雇用の流動化のエコシステムの中に組み込まれていません。

更なる雇用の流動化のためには、国レベルの抜本的な施策が必要ですが、貴都におかれましても、優れた大企業人材の副業・転職支援の促進、専門性の高い高齢従業員の雇用の在り方の見直し等について施策を講じていただき、大企業と中小企業間での人材流動化が「当たり前」である東京都を実現する取り組みが必要です。

(2) 中小企業と専門人材のマッチング支援の仕組み化

会員アンケートでは営業・経営・技術職における人材不足という声が多数寄せられましたが、中小企業単独での人材確保は容易ではありません。高い経験値のあるシニアや専門性の高い人材をプールしたデータバンクの設置などが求められます。

すでに貴都ではプラチナ・キャリアセンターや専門家人材の派遣事業を実施されていますが、そうした

各種事業の中小企業による認知度や利用率は低いのが現状です。既存事業のさらなる活用を進めて頂くとともに、年齢を問わず、専門人材と中小企業のマッチングを促進するより積極的な仕組みが必要です。

特にシニアの活用においては、人材を受け入れる中小企業の意識や受け入れ態勢の整備も見落とせない重要な要素です。中小企業経営者や人事担当者に対し、外部からの人材受け入れを可能にする企業風土や制度整備の重要性を啓蒙すると同時に、各領域における成功事例等を蒐集し、開示する等の支援をお願いいたします。また、中小企業では優秀な人材を1社で雇用し、存分に活躍して頂くことが難しいケースもございますことから、弊会では2025年6月に「専門人材の共同活用を促す「中小企業間アライアンス」の仕組み化」を提言しました。これは、中小企業がアライアンスを組み、優秀な副業人材や専門人材、アドバイザーを共有することができる企業間アライアンスの仕組みです。この仕組みの実証実験を、貴都でも支援いただければ幸いです。

(3) 中小企業も参加しやすい、簡便な公共調達制度へ

現在の公共調達では、企画提案を形にする人員に余裕がない中小企業は低価格での入札を狙うしかありません。さらに入札手続きが煩雑で、そこに時間をかける余裕もありません。中小企業支援につながるよう、公共調達の在り方の見直しが求められます。DXやGXなどの先端技術分野における中小企業優先枠の設定、入札要件の緩和、入札手続きの簡素化、過剰な低価格入札を防止するより積極的な施策、大企業による下請け企業への発注の適正性のチェック、スタートアップ・中小企業が参入しやすくなる調達基準の設定が貴都においても必要です。

(4) 中小企業支援窓口の一元化

会員アンケートでは、多様な課題が浮き彫りとなりました。中小企業向けには貴都におかれましても多くの施策が用意されていますが、業務負担の大きい企業経営者がそれらを調べて適切な窓口を見つけ、準備をして相談することは困難です。中小企業支援施策が必要な企業へ届くように、貴都の最新の動向をわかりやすく伝え、中小企業からの相談を柔軟に受け付ける一元的な窓口を設置することが必要です。

2.2 中小企業におけるデジタル変革の促進

弊会では、会員の経営課題解消に向けた意識啓発を継続的に行っております。今年度は、2025年7月に開催した「NBC サマーカレッジ2025」での政策勉強会で取り上げたテーマ、「デジタルセキュリティに注目して、9月に「中小企業のデジタル時代への対応に関する官民による新しい取り組みについて」という提言をまとめたところです。

自民党総裁として就任した高市早苗氏も、「能動的サイバー防御」を目指し、サイバーセキュリティ対策の強化を急ぐことを政策として掲げています。我々も、情報産業だけでなく全ての業種の中小企業の経営において、デジタル対応力を強化していくべきと考えています。そのため、貴都におかれましても以下に取り組んでいただきますよう、お願ひ申し上げます。

(1) 中小企業向けの勉強会の共同開催をHUBとした官民連携の場の形成

我々は、国と連携し、中小企業経営者向けの意識啓発のための勉強会を開催予定です。こうした勉強会を継続的に実施することで、行政の担当者と相互のパイプが築かれ、次第に行政と中小企業が直接の情報共有や意見交換ができるHUB（連携の中継点）が形成されていくことを期待しています。こうした場

の形成に貴都にもご参画いただき、創造的な官民協力の場を一緒につくりあげていきたいと考えます。

(2) 中小企業のデジタル変革を担えるリーダーの発掘、データベース化支援

現在、中小企業におけるデジタルおよびデジタルセキュリティ責任者（CDO や CISO）の設置は十分に進んでいません。背景には、中小企業の経営者の意識もありますが、そうした人材を社内外で確保することが難しいことも大きな要因のひとつです。

中小企業のデジタル変革を担うことができる人材（デジタル変革リーダー）は、例えば大企業内部のDX推進や情報産業でDXコンサルティング等を経験した者が想定されます。すでに貴都では中小企業のDX推進支援事業を実施されていますが、回数制限のあるスポット的なコンサルティングだけでなく、デジタル変革リーダーを業務委託・副業・正規雇用等の形で中小企業へマッチングすることを目標に、人材の掘り起こし、人材のデータベースを構築することを施策として検討してください。

(3) 中小企業のデジタル変革を促進する外部環境の構築

弊会では、勉強会やデジタル変革を目指す官民連携の場の形成を通じて、中小企業経営者の意識啓発に努めたいと考えています。しかしながら、中小企業業界の内部だけの取り組みでは、経営者の意識啓発には時間がかかります。

すでにデジタルセキュリティの対策不足で企業が被る被害が大きくなった事件、デジタル変革に乗り遅れることで事業参入が阻まれている事例等が発生しています。貴都におかれましては、中小企業経営者がデジタル変革を経営課題の最優先事項として認識しやすくなるよう、行政の側からも促す施策を開いてください。

2.3 女性の休眠人材の多様な活躍促進

(1) 全世代の女性が活躍できる環境整備

小池都知事と同様に日本を代表するリーダーとなられた高市氏は、全世代の活躍を後押しするための環境整備を重点政策として掲げています。今後、この方針は日本全体の方針となっていくと考えられますが、東京都こそ率先して、全世代が活躍できる環境を整備し、日本をリードしていくべきと考えます。

弊会では、女性経営者が集う委員会を中心となり、全世代の女性が輝ける東京都を実現すべく活動を続けています。「女性の働く意欲を阻害しない」東京都、「何歳になっても女性が挑戦できる」東京都を実現すべく、女性をライフとワークの両面から支えるような政策を小池都政に期待しております。

(2) 50代以降の女性の休眠人材に対する多様な選択肢の提供

深刻な人手不足を背景として、女性活躍・高齢者活躍については待ったなしの状況となっており、すでに多くの女性、高齢者が労働市場に参入しています。特に高齢者男性、30代・40代の産後女性の就労（再就職）支援は充実しつつあり、氷河期世代の就労支援も国を挙げて取り組んでいるところです。

次にターゲットとすべき人材として、弊会では子育て等を終えつつある50代以降の女性に着目しています。こうした女性の中には、自らがフルタイムで就労する必要はないけれども、これまでの生活をベースにした独自の視点を持ち、高いクリエイティビティやイノベティブな発想ができる人材がいます。こうした人材はパートタイム労働者として企業に従業員として参加するだけでなく、起業家、企業をイ

ノベートする人材等、多様な活躍が期待できます。

こうした女性の休眠人材には、人手不足を補うことのみを期待するのではなく、多様な選択肢を提供することを意識いただき、施策を検討いただきますようお願い申し上げます。

(3) 女性の休眠人材の掘り起こし・活躍促進のための取り組み支援

弊会では、クリエイティブ・イノベーティブな女性の休眠人材のロールモデルとなる女性創業者や経営者を多数擁しています。こうした女性創業者や経営者の活躍を背景に、弊会では女性の休眠人材に向けたロールモデル提供や能力開発が重要であると考えています。例えば、マインドセット立ち上げの支援、インターンシップの受け入れ、メンター提供、座談会や啓発のための講演会の実施、活躍するシニア女性のアワード、研修等が有効です。

ぜひ貴都におかれましては、こうした女性の休眠人材の掘り起こし・活躍促進に向けた施策をより積極的に講じてください。弊会では、ロールモデルの提供や貴都の施策に参画できる女性経営者が多数在籍しておりますので、積極的に協力してまいります。

(4) 女性の休眠人材の活用に取り組む企業に対するインセンティブの創設

すでに述べたように、ミドル・シニア層の女性たちは日々の暮らしや家庭の運営、地域社会の中でしなやかな発想力と対応力を發揮し、多様な経験を蓄積しています。企業は、現役世代の力だけでなく、こうしたミドル・シニア層の女性たちの力をうまく引き出すことで、人手不足対策、低调なイノベーションの課題解消等に努めていくことが今後求められます。

すでに多様な人材活躍促進に取り組む企業に対しては、国はえるぼし・くるみん・ユースエール等の制度を設けて奨励しておりますが、これらはミドル・シニア層の女性はメインターゲットではなく、さらに中小企業にとっては認定取得が難しい制度となっています。そこで、貴都におかれましてはさらに踏み込み、ミドル・シニア層の休眠人材の活用に取り組もうとする中小企業に対するインセンティブを創設してください。女性のミドル・シニア層の活躍を促進する企業に対しては貴都からの称号や認定等を授与することで、当該企業の労働市場での評価が高まることが期待できます。中小企業振興と休眠人材活用促進の両側面から効果を發揮しうる制度をご検討いただきますようお願い申し上げます。

2.4 中小企業における男性育休の促進について

昨年度より我々は、女性がよりリーダーシップを發揮するために、男性も育児や家事労働に積極的に参加する必要があると考え、男性による育児休業（男性育休）の取得促進についての検討を進めてきました。引き続き以下の取り組みを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 男性育休の必要性についての意識啓発について

育休については、貴都も「育業」という愛称を設け普及啓発に取り組まれています。しかしながら、男性社員自身、また企業経営者側も、育休についての認知が進んでいません。引き続き、貴都からも「育休は単なる休暇ではなく、家庭全体を運営していく重要な取り組みである」ことを積極的に啓発ください。特に中小企業も自社の男性社員の育休を推進したくなるよう、中小企業がメリットを実感できるような施策を集中的に講じてください。

(2) 中小企業における男性育休の促進について

中小企業は現在、非常に深刻な人手不足、特に技術や意欲の高い優秀な人材の確保に悩んでいます。そうした状況で、働き盛りの世代が育休で職場を離れてしまうと、代わりの人員を確保することができず、事業をまわすことができなくなってしまいます。こうした事情は大企業とは全く異なるものであり、男性育休推進においては中小企業特有の事情を考慮した施策や取り組みが必要であると感じています。

そこで、貴都の施策においても、すでに中小企業向けの施策は講じられているかと存じますが、より一層中小企業に特化した施策に集中的に注力いただきますようお願い申し上げます。その際、育休を推進しにくい企業規模、業種に配慮いただき、大企業と同様の基準で中小企業の企業評価を進めることのないようお願い申し上げます。

2.5 女性のリーダーシップの育成支援

東京都の女性経営者比率は順調に増加し、全国平均を上回っています。しかしながら、国が目標として掲げる女性役員比率（2030年までに東証プライム市場に上場する企業の女性役員比率を30%以上）の目標に到達するためには、経営者を含めた女性役員の誕生・登用を一層進める必要があります。

小池都知事や貴都職員の方々には、弊会の女性経営者との意見交換の機会に積極的に参加し、弊会の女性経営者の活動へ励ましをいただいているところです。

今後も、弊会では女性リーダー及びリーダー候補の人材に向けた交流イベントの開催を例年どおり行います。ぜひ貴都におかれましても、こうした今後の取り組みやイベントに際して、小池都知事によるリーダーシップを発揮いただき、女性のリーダーシップ育成に向けてご支援いただきますようお願い申し上げます。

2.6 NBC ジュニアの実績を活かした東京都施策への貢献

弊会では、高校生以下の子どもを対象とした「NBC ジュニア」委員会を創設し、子ども向けの早期アントレプレナーシップ教育に取り組んでいます。NBC ジュニアでは、貴都が小・中学校等の学校現場で支援されているアントレプレナーシップ教育、及び貴都が委託事業等で実施しているアントレプログラムのワークショップ事業と連携し、貴都の施策によって「将来のキャリアの選択肢に起業等が具体的に意識づけ」された若年層の受け皿として、小・中・高校生を、弊会の準会員として中長期的にサポートしています。

このように弊会では、東京都の事業として実施されているアントレプレナーシップ教育を受けて、社会実装する場の提供を目指したいと思っています。より相互の協力関係を強化していくべく、積極的な情報交換や交流に努めていただきたいと考えています。

2.7 事業承継について

事業承継については、令和5年度より会員向けの勉強会や情報発信に取り組んでまいりました。2023年1月に開催したフォーラムは、多くの参加者が集い、高い評価をいただいたところです。2024～2025年度も、5回シリーズで「事業承継セミナー」を開催し、弁護士・税理士・事業承継士・M&A専門家などのプロフェッショナルからの知識と、事業承継を経験した経営者からのリアルな経験談を学べる勉強会を開催してまいりました。

今後も、会員企業が成長のための事業承継に早期から備えていくよう支援をしてまいりますので、都政

の中でも、着実に企業の事業承継やM&Aを支援いただきますよう、昨年同様お願い申し上げます。

3. 民間経済団体の取組促進のためのご支援

既に述べたように、弊会では、以下の企業支援事業、イベントを開催予定です。民間の経済団体のこのようなイベントに際し、貴都からは場所や施設のご提供をいただいております。引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

ご参考：弊会のイベントについて

(1) スタートアップ・メンタリング・プログラム

2019 年度より、アントレプレナー創出を目的としたピッチイベント「スタートアップ・メンタリング・プログラム」を開催しています。新規性・独自性に富む成長期待企業が自社のビジネスモデルを発表し、上場経験を持つ現役経営者から実践的な助言を得られる仕組みです。協賛には証券会社等が加わり、観覧者も VC・CVC・監査法人・金融関係者へと広がりを見せ、スタートアップ成長支援エコシステムの中核的役割を担っています。2025 年度は 3 回の予選を経て、2026 年 3 月 18 日 18 時よりオルクドール TOKYO(日本橋)で決勝大会を開催予定です。東京発のスタートアップ・ベンチャーが世界に羽ばたくための成長支援エコシステム強化に、お力添えを賜りたく存じます。

(2) IPO・M&A スクール

2021 年度より、IPO や M&A を通じて次の成長を目指す経営者のために、1 年間の特別カリキュラム「IPO・M&A スクール」を実施しています。上場オーナー経営者による伴走型の 1on1 メンタリングや、専門家・証券取引所による最新動向を踏まえた講義を通じて、ビジネスモデルのブラッシュアップ、資本政策、M&A 戦略など実践的な支援を提供し、挑戦する経営者の持続的な成長を後押ししています。ぜひ、スタートアップ・ベンチャーのさらなる飛躍を支える取り組みとしてご注目ください。

(3) 起業から成功への道

ベンチャー・スタートアップの成長を支援するイベント「起業から成功への道」を 2023 年より開催しています。IPO を視野に高みを目指す経営者から事業拡大期、また起業直後のアーリーステージの起業家までを幅広く対象とし、実践的な学びとネットワークの機会を提供。第 2 回(2025 年 2 月)には 327 名が参加するなど大きな関心を集めました。第 3 回は 2026 年 3 月 6 日(金)、TKP ガーデンシティプレミアム京橋にて開催予定です。ぜひ、本取り組みへのご理解とご支援を賜れれば幸いです。

(4) 女性リーダーの育成・支援

弊会では、女性経営者及び女性経営者候補の支援を行ってまいりました。女性経営者及び女性経営者候補のグローバルな視野の涵養やグローバルなネットワーキングは、女性リーダーがより力強く羽ばたいていくために極めて重要な取り組みです。今年度は以下の取り組みを開催します。

(5) NBC ジュニア制度を通じた小・中・高校生の支援

弊会では、新たに早期アントレプレナーシップ教育のための取り組みとして、NBC ジュニア制度を創設し、小・中・高校生のアントレプレナーシップマインドの醸成や環境整備に取り組んでいます。2023 年からワークショップを開始し、2025 年 10 月段階までで 7 回のイベントを開催し、合計で 160 名の参加者に対してプログラムを提供しました。また、貴都、文部科学省、経済産業省、日本政策金融公庫等の多くのセクターと連携しています。貴都におかれましては、引き続き NBC ジュニアの取り組みに対してご関心をお持ちいただき、連携いただけますと幸いです。

(以上)

令和七年十二月二日

國民健康保険組合に対する

都費補助に関する陳情書

東京都渋谷区千駄ヶ谷五の二十八の十の一〇二

東京理容国民健康保険組合外二十組合

代表 東京都台東区寿四の十五の七食品衛生センター

東京食品販売国民健康保険組合

理事長 三 田 芳 裕

東京都知事

小 池 百合子 殿

国民健康保険組合の事業運営につきましては、平素格別のご支援、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国民健康保険組合は、都民であります被保険者約三十六万人を擁しております、國民皆保険制度が施行される以前に設立され、区市町村国民健康保険の補完的役割を果たし、国民健康保険事業の発展向上に貢献してまいりました。また、業種別母体組織を軸とした民間活力による事業運営を行うなど、同種同業の組合員で構成される利点を生かして、長い歴史の中でそれぞれの実情に即した経営努力を積み重ねております。

しかしながら、少子高齢化の進展、医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用等により医療費は増嵩の一途にあります。さらに、団塊の世代全てが後期高齢者の被保険者となつたことから、現役世代の高齢者医療制度への支援金・納付金及び介護納付金の更なる増加は明らかです。加えて令和八年度には、子ども・子育て支援法等の一部改正法が施行され、保険者が被保険者から子ども・子育て支援金を徴収することとなり、国保組合の運営への影響が懸念されます。

また、平成二十八年度から令和二年度にかけて定率国庫補助の見直し及び後期高齢者支援金補助金、介護納付金補助金の削減が段階的に実施されています。このような度重なる制度改革は、該当する国保組合の財政運営に大変に厳しい状況をもたらしました。

多くの国保組合では、これらの要因により既に保険料の引き上げを行なつてきており、更なる組合員の保険料負担は困難な状況です。

さらに、国保組合の被保険者数は減少傾向が続いており、業種によつては、公共料金の値上げ、原材料価格及び人件費の高騰などにより廃業を余儀なくされる組合員が増加するなど、被保険者数の減少は加速化しています。

このようないくつかの要因により、業種による保険料の完全徴収はもとより、保健事業の積極的な取り組みや、不当利得の返還請求、第三者行為の求償等による医療費の適正化に努めておりますが、国保制度の健全な事業運営の維持には、東京都からの補助金に大きく頼らざるを得ないのが実情であります。このことは、平成十一年の東京都国民健康保険委員会答申にも国民健康保険組合に対する助成の必要性が言及されておりますので、従来の補助金につきまして、現行水準を確保していくだけますようお願い申し上げるとともに、医療保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導に係る費用の三分の一補助につきましても、現行水準を確保していただきますようお願い申し上げます。

私ども国民健康保険組合は、今後とも東京都と区市町村が一体となりました国民健康保険とともに、医療保険制度の一翼を担いながら、東京都民の健康保持増進等のため、国民健康保険事業の発展に寄与してまいります所存であります。

つきましては、令和八年度予算編成に際し、東京都の財政事情もあるかとは存じますが、財政支援等特段のご配慮を賜りますよう、東京都内二十一国民健康保険組合の総意をもつて左記のとおり要望いたします。

一、国民健康保険組合に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

一、国民健康保険組合が行う特定健康診査・特定保健指導の事業に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

一、国民健康保険組合の基盤強化を確保していただきたい。

(設立年次順)

渋谷区千駄ヶ谷五の二十八の十の一〇二
東京理容国民健康保険組合 恵子

千代田区平河町一の五の九
全國土木建築國民健康保険組合 潤

新宿区新宿二の一の十一
東京芸能人國民健康保険組合 潤彦

千代田区神田司町二の七の二
文芸美術国民健康保険組合 潤彦

ミレー神田PREX四階
福王寺保険 一組合

東 中 京 料 理 飲 座 六 の 十 四 の 井 保 陰 宏 組 合 階 允

台 東 区 台 東 四 の 二十九の十三 明和センチュリー 21 三〇二号室

東 京 技 芸 国 民 健 康 保 陰 組 合 惠

理事長 福 島 田 保 陰 組 合

台 東 区 寿 四 の 十五の七 食品衛生セントラル

東 京 食 品 販 売 国 民 健 康 保 陰 組 合

理事長 三 健 康 保 陰 組 合

新宿区西新宿二の一の一 新宿三井ビル三十六階

東 京 美 容 国 民 健 康 保 陰 組 合

理事長 鈴 康 木 保 險 義 組 合

千代田区外神田二の二の二 小久江ビル二階

東 京 自 転 車 商 国 民 健 康 保 陰 組 合

理事長 松 健 康 田 保 險 宗 組 合

能 則 裕 一 允

大田区東海三の二の一 大田市場事務棟二階
東京青果卸売 壽國民健保組合 理事長 山田安良

千代田区東神田一の十の二 東浴ビル四階
東京都浴場国民健保組合 理事長 石康保田
港区虎ノ門五の一の五 メトロシティ神谷町七階
東京都弁護士国民健保組合 理事長 松健保村

台東区入谷一の六の六の二〇七 上野口イヤルハイツ二階
東京都藥剤師國民健保組合 理事長 伊賀保光組
港区虎ノ門五の一の五 メトロシティ神谷町七階
東京都弁護士國民健保組合 理事長 松健保村

中央区日本橋室町四の一の二十一 近三ビル五階
東京都医師國民健保組合 理事長 蓬健康沼
東京都医師國民健保組合 理事長 剛政子真良

東新	中豊	東新	千代田区九段南三の二の七
京宿	央島	京宿区	ザ・ビルディング九段南四階
土区	建区	建設業	全国左官タイル塗装業
建北	設池	高田馬場	国民健康保険組合
国新	国袋	二の十	二の三の
理事長	理事長	阿康保	田保
民宿	民二	健南	健康
健一	健の	保和	保険
佐康の	高康十	六	組十
保八	保六	村	和組十
藤陰の	保六	村	和組十
組十	勝組十	南	合六
合六	合三	廣	壯司
豊	裕	壯	司

全港区三田一の三の三十七
国板金業
設日本業
工橋國民
事箱
理事長
馬崎町
健康十
場保二
正險
組年組
合四階
成

全中國
中央區
建設日
工事
理業
事長
馬
民
健
場
正
組
合

野健板金會館三階
康保溝保險
十
二
年組
年組
四階
合

嗣

7都薬会発第300号
令和7年12月2日

東京都知事

小池百合子 殿

公益社団法人東京都薬剤師会

会長 高橋正夫



令和8年度 補助金・委託金に関する要望について

標記のことについて、別添のとおり要望書を提出いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

令和8年度

東京都保健医療局
東京都福祉局

予算要望書

公益社団法人 東京都薬剤師会

予算要望 (目的別)

I 要員の養成

- 1 薬学技術振興・薬学講習会（補助）
- 2 かかりつけ薬剤師育成研修会（委託）
- 3 薬剤師認知症対応力向上研修事業（委託）

II 態勢の整備充実

- 1 医薬品情報提供システムの拡充（委託）
- 2 医薬分業推進事業（補助）
 - (1) 後発医薬品データ検索システムの拡充
 - (2) 在宅医療支援推進事業補助
 - (3) 地域医薬品使用実態調査の実施
- 3 薬局災害対応力向上事業（委託）
- 4 健康食品安全性情報共有及び啓発（委託）
- 5 連携薬局活用推進事業（委託）
- 6 重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業（委託）

III 都民への普及啓発

- 1 地区薬剤師会による都民相談等街頭事業（委託）
- 2 薬物乱用防止啓発事業（委託）
- 3 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（補助）

IV 適正な薬局管理・運営の推進

- 1 自治指導事業（委託）
- 2 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（委託）
 - (1) 保険調剤講習会資料の作成
 - (2) 地区保険指導者講習会の開催
 - (3) 地区保険薬剤師講習会の開催

要望一覧

《保健医療局》

1 健康安全部関係

(1) 補助事業

- ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）
- イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（態勢の整備充実）
- ウ 在宅医療支援推進事業補助（態勢の整備充実）
- エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）
- オ 地域医薬品使用実態調査の実施（態勢の整備充実）

(2) 委託事業

- ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）
- イ 地区薬剤師会による都民相談等街頭事業（都民への普及啓発）
- ウ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）
- エ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）
- オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）
- カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）
- キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）
- ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

2 保健政策部関係

(1) 委託事業

- ア 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（適正な薬局管理・運営の推進）
 - 1) 保険調剤講習会資料の作成
 - 2) 地区保険指導者講習会の開催
 - 3) 地区保険薬剤師講習会の開催
- イ 重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業（態勢の整備充実）

《福祉局》

1 高齢者施策推進部関係

(1) 委託事業

- ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業（要員の養成）

要 望 事 項

《保健医療局》

1 健康安全部関係

(1) 補助事業

ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）

医薬品の安全・適正使用を確保するためには、医薬品の供給・管理に責任を持つ薬剤師に対して最新の知識及び情報を習得する機会を提供することが必要不可欠である。いつでも都民のニーズに的確に対応できる要員を確保する観点から、東京都内のすべての薬剤師を対象に年1回講習会を開催し、様々なニーズに即応可能な人的態勢整備を図ることにより、地域における医療提供体制の構築、保健衛生の増進に寄与する。

イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（態勢の整備充実）

平成21年7月より、薬剤師による銘柄選択の判断材料として後発医薬品の添加剤、製品性状、生物学的同等性試験、血中濃度比較試験、溶出試験及び製品の安定性などに関する情報の有無並びに価格、過去の使用頻度情報を加えた一覧表と医薬品比較表をインターネットで入手できる「後発医薬品比較サイト」の供用を行っている。同サイトで提供する情報は、隨時追加され、かつ、正確に改訂されてこそ意味を持つ。供用開始後も毎年多数の新たな後発医薬品が薬価基準に収載され、隨時、添付文書が改訂される既収載後発医薬品は、令和7年6月現在、約1万2,500品目に及ぶ。これらを的確に把握しデータ化する。

ウ 在宅医療支援推進事業補助

（態勢の整備充実）

（薬局・薬剤師に対する在宅医療推進講習会の実施）

団塊の世代が75歳を迎える2025年が到来し“地域包括ケアシステム”が本格的に動き出しており、薬局に関しては、在宅訪問薬剤管理指導業務の強化が極めて重要となっている。このため、在宅医療推進に向け、都内の薬局薬剤師に対して全体講習会等を実施し、薬局における在宅に係る情報の共有と調剤技術の向上を図る。

エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）

2013年に東京で開催された国体を契機に、都内の薬剤師・医師にドーピング防止のための情報を提供するとともに、スポーツ選手に対しても、医薬品適正使用の一環として「意図しないドーピング」対策の啓発を図ってきた。

WADAが指定する禁止薬物が毎年更新される状況の中、様々な競技で低年齢層の活躍が増える状況も踏まえ、一般用医薬品を含めて「意図しないドーピング」を防ぎ、治療に必要な医薬品が適切に渡るよう、引き続き、都内の薬剤師・医師にドーピング防止のための最新情報を提供する。また、スポーツ選手やその家族も含む関係者に対し、アンチ・ドーピングに関する最新情報の周知に努める。

要 望 事 項

オ 地域医薬品使用実態調査の実施（態勢の整備充実）

平成18年度から隔年ごとに地域医薬品使用実態調査を実施して、後発医薬品使用における地域特性や薬効別の進歩度合い等を明らかにし、きめ細かい情報を提供することで、後発医薬品の一層の使用促進を図ってきた。

こうした中、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の使用割合については、平成29年6月に2020年9月までに80%とする目標が、また、令和3年6月には、2023年度末までにすべての都道府県で80%以上とする目標が閣議決定された。さらに、令和6年9月にはロードマップが改定され、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアをすべての都道府県で80%以上とすることを終期延長して継続目標とする方向性が示された。

一方、東京都は、令和元年度に「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、関係者の意見を聴きながら、後発医薬品の一層の使用促進を図っている。

東京都の後発医薬品の使用割合は、令和5年3月に調剤医療費の数量ベースで80%の目標値を超えるなど、令和7年2月の実績では88%まで伸びているものの、いまだ全国平均を下回り、全国最下位となっている。また、昨今、後発医薬品を中心とした安定供給の確保等も大きな課題となっている。

このため、最新の供給状況を踏まえた正確な情報に基づき、安定供給に資する対応ができるよう、引き続き、地域医薬品使用実態調査を毎年度実施し、後発医薬品のさらなる使用促進に向けた施策に積極的に取り組む。

(2) 委託事業

ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）

1) 全体研修会

医薬品の供給拠点としての薬局・薬剤師の役割についての理解促進、都民の身近な健康の相談役である「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能向上を図るために都内の薬局薬剤師を対象として、年1回の全体研修会を開催する。

2) 地区研修会

都民から信頼される「かかりつけ薬剤師」としての機能を最大限に発揮するためには、都民から寄せられる様々な薬事関連・医薬品関連相談への的確な対応力が必要となる。このため、医薬品の適正使用と健康管理支援に資する研修会を、地域特性を加味して都民の生活圏ごとに年2回開催する。

イ 地区薬剤師会による都民相談等街頭事業（都民への普及啓発）

～「薬と健康の週間」関連事業～

医薬品適正使用の推進並びに薬物の誤用・乱用防止については、日常業務を通じて都民への啓発活動を行っているが、「薬と健康の週間」において、街頭相談事業に加え、医薬品の適正使用の啓発、生活習慣病の予防運動及びお薬手帳の啓発

要 望 事 項

キャンペーン、また健康食品等の相談応需などに重点的・統一的に取り組むことにより、一層の周知徹底を図る。

ウ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）

頻繁に変更される医薬品情報を、効率よく収集・整理することは容易なことではなく、組織的な対応が必要となる。新薬の効能・効果、用法・用量の設定根拠などの「医薬品情報」等について、現場で使いやすいように加工し情報提供するほか、特に重篤な副作用が発現した医薬品については、当該副作用の具体的な内容や副作用防止の方策等について最新の情報を迅速に提供する。

エ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）

都民の健康意識の高まりに伴い、健康によいと称される「いわゆる健康食品」が多数流通し飲食されている。しかし一方では、栄養成分を過剰に摂取することに起因する身体への影響が懸念されるとともに、健康食品による腎臓障害など、これらに含有される有害成分による健康被害も発生している。

こうした健康被害の早期発見・拡大防止を図るため、薬剤師に対する講習会を開催し知識向上に努めるとともに、健康被害情報を薬局において速やかに収集し健康食品の危険性を迅速に把握して情報発信・共有する。また、健康食品の適正な利用に関する都民啓発を推進することにより、健康食品による健康被害発生の未然防止を図る。

オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の所持・使用による検挙が相次ぐなど、薬物乱用事犯は未だ大きな社会問題となっている。特に薬物乱用の若年化が進んでおり、青少年薬物乱用防止講習会を偏りなく都内各地で積極的に開催することにより、乱用薬物の危険性を正しく理解させる必要がある。

また、近年、10代から20代の若い世代を中心に、一般用医薬品の過剰摂取いわゆる「オーバードーズ」の急増が社会問題となっている状況を踏まえ、麻薬や覚醒剤、知事指定薬物、大臣指定薬物といった規制薬物ばかりでなく、一般用医薬品も含めた薬物乱用の危険性について、小・中学校における薬物乱用防止教室、薬育等の機会を活用し、広く都民へ積極的に周知する。

カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）

自治指導委託事業は、薬剤師会自らが律する精神の下、行政当局の行う監視指導業務を補完し、適正な薬局の管理・運営の確保を通じて、都民から信頼される薬局を育成していく上で極めて重要かつ効果的な事業である。

医薬品医療機器等法の諸規定の遵守状況のみならず、薬局薬剤師の業務の質を高めるための取組状況等について、自治指導員によるきめ細かい巡回指導体制を構築する。また、近年の薬局を取り巻く状況に鑑み、薬局管理者を対象として、コンプライアンス意識向上に向けた啓発の取組を強化するとともに、薬局におい

要 望 事 項

て調剤応需義務との関連から対応に苦慮しているカスタマーハラスマントに関しても、薬剤師法の規定を遵守しつつ、薬剤師及び来局患者の安心・安全を確保し適切な薬局業務を維持・継続できるよう、対策の推進に努める。

キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）

1) 災害時薬事活動リーダー研修事業

都の災害医療体制及び災害時に連携が必要になる団体の活動方針等に関する講習会と実践的な図上訓練を行う。

(対象者)

- ・区市町村の災害薬事コーディネーター
- ・地区薬剤師会の災害担当者及び担当予定者等
- ・災害拠点病院及び災害拠点連携病院の薬剤師
- ・区市町村と災害時医薬品供給協定を締結している卸売販売業者の担当者

2) 東京都災害薬事コーディネーターの養成・資質向上研修事業【新規】

都内において大規模災害が発生した場合、都が迅速かつ適切に保健医療活動を実施できるよう支援し、薬事に関して災害医療コーディネーターをサポートすることを目的に、令和6年4月から3名の東京都災害薬事コーディネーターが設置された。

災害薬事コーディネーターは、有事の際に適切な助言・支援を行えるよう、平常時から都の薬事・衛生提供体制に精通し、災害対応を担う関係機関等と緊密な連携を構築しておく必要がある。このため、災害薬事コーディネーターをはじめ、災害対策を担う関係機関の薬剤師を対象として、適切な研修・訓練を実施し、知識・技能の向上及び新たな人材の養成を図っていく。

3) 災害用モバイルファーマシー（MP）の管理【事業拡大】

東日本大震災において多くの薬局が津波で流された教訓から、各地でMPの導入が進んでいる。令和6年元日に発生した能登半島地震では、全国から延べ13台のMPが現地に集結し、災害処方箋に基づく調剤等の支援を行った。都においても、これらの状況を踏まえ令和7年度にMPが新たに導入される予定である。

災害発生時にMPを活用して医薬品を必要とする地域への迅速な支援を行うためには、平時からMPの運転及び設営、調剤準備等の一連の操作に慣熟しておくことが不可欠である。このため、防災訓練等の機会を活用した研修、運転・設営訓練、車両の日常点検等を実施し、有事の際の出動態勢を整備しておく。

4) 災害時の円滑な医薬品供給に係る取組の実施

令和6年度に改定した「災害時薬事活動ガイドライン(第2版)」の周知を図るとともに、新たに設置された東京都災害薬事コーディネーターを中心に、ガイドラインに沿って災害発生直後から医薬品供給をはじめとした災害支援活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、連絡・調達供給体制の整備構築を進める。

要 望 事 項

ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

薬局・薬剤師の地域包括ケアシステムへのさらなる参加促進を図り、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、令和3年8月に施行された連携薬局制度の活用を引き続き推進する。

患者の薬剤、健康食品などの使用状況の把握や服薬指導、無菌製剤の調製などの在宅医療、がんをはじめとする5大疾病や緩和ケア等の臨床薬学に関する知識・技能を有する人材の育成・確保を図るとともに、地域の医療・介護従事者と薬局薬剤師との連携（多職種連携）及び病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬・薬連携）を構築・強化することにより、医療・介護の中で連携薬局の特性と薬剤師の職能・専門性を最大限に発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供していく事業を実施する。

2 保健政策部関係

(1) 委託事業

ア 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（適正な薬局管理・運営の推進）

1) 保険調剤講習会資料の作成

医療保険制度は、公費負担医療並びに介護保険制度との関係を含め、極めて複雑な体系となっている。また、頻繁な制度改正が行われることから、適正な保険調剤を進める上での解説書が必須である。これら情報を的確に保険薬局に提供するため「国民健康保険調剤必携」等を作成し、周知徹底を図る。

2) 地区保険指導者講習会の開催

保険薬局及び保険薬剤師の適切な業務を支援するため、東京都薬剤師会の地区社会保険担当指導者を育成する講習会を年2回、開催する。

3) 地区保険薬剤師講習会の開催

地区において、1)の「国民健康保険調剤必携」等を教材として、28地区で年2回、個々の保険薬局・保険薬剤師に対して講習会を開催し、医療保険制度、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、調剤報酬の算定及び届出事項等について正確な理解を図る。

イ 重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業（態勢の整備充実）

国民健康保険の被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進することを目的として、区市町村ごとに自治体と地区薬剤師会、その他の関係機関が連携し、重複多剤服薬者に対する服薬管理指導等を効果的に実施できるよう、連携体制の定着・促進を支援していく。

要 望 事 項

《福祉局》

1 高齢者施策推進部関係

(1) 委託事業

ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業（要員の養成）

都内で勤務又は開業する薬剤師を対象に、年2回、「東京都薬剤師認知症対応力向上研修標準カリキュラム」に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に関する基礎知識、連携等の習得に資する研修を行う。

令和 8 年度

保育関係予算要望書

令和 7 年 12 月 2 日

一般社団法人
東京都民間保育協会

令和7年12月2日

東京都知事

小池百合子様

一般社団法人 東京都民間保育協会
会長 池田順道

令和8年度に向けた保育関係予算要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂き厚く御礼申し上げます。

昨年度から、保育サービス推進費の拡大、事務負担軽減のための支援策、宿舎借上支援の継続、キャリアアップ補助金Ⅱの国基準からの上乗せ加算、さらには「とうきょう すぐわくプログラム」など、数多くの施策を積極的に推進いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。加えて、令和7年10月には0歳から2歳児の保育料等が第一子から無償化されるなど、常に国に先駆けて施策を講じていただいておりますこと、改めて深く感謝申し上げます。

保育施設は、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支え、また子育て家庭の就労や生活を支える重要な社会資源であり、子育て支援の基盤であります。しかしながら、全国的に深刻化する少子化の影響により、定員割れが常態化していることに加え、保育人材の不足という多重の課題に直面しております。

都内どこにおいても等しく、すべての子どもたちの健やかな育ちが保障されるとともに、それを担う保育施設従事者の労働環境、待遇、社会的地位の一層の向上が図られますよう、ここに、東京都における保育の質向上のため、以下のように令和8年度に向けた要望事項を取りまとめましたので、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年度 東京都保育関係予算要望項目一覧

1. 保育従事者のライフワークバランスの実現に向けた支援や、多様な職種の保育従事者の増員に対する補助など、新たな助成制度の創設に加え、キャリアアップ補助金や保育サービス推進費の単価を増額してください。
2. 保育人材の確保と定着のため、宿舎借り上げ補助事業を継続してください。
3. ICT機器が保育現場にとって真に活用できるように継続的予算措置をお願いいたします。
4. 少子化と人口減少の影響による定員割れ対策をお願いいたします。
5. 給食費の負担や事務職員の常勤配置加算などの区市町村格差の是正をお願いいたします。

令和8年度 東京都保育関係予算 要望内容

1. 保育従事者のライフワークバランスの実現に向けた支援や、多様な職種の保育従事者の増員に対する補助など、新たな助成制度の創設に加え、キャリアアップ補助金や保育サービス推進費の単価を増額してください。

保育現場では、最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加、アレルギーや障がい児対応の複雑化、育児困難家庭や外国人家庭への支援の必要性が高まっており、それらに応じた柔軟な制度運用が求められるなか、サービス推進費の存在が重要になっております。保育現場における課題のさらなる多様化に対応するため、サービス推進費の単価増額をお願いいたします。

また、キャリアアップ補助単価の増額や新たな補助課目の設定、現場の声を反映する制度設計及び書類の簡略化等が不可欠です。持続可能で多様な保育を実現するために、迅速かつ的確な制度改善をお願いいたします。

2. 保育人材の確保と定着のため、宿舎借り上げ補助事業を継続してください。

保育士宿舎借り上げ補助事業は、東京都で働く保育士にとっても利用者が多く、保育人材確保、定着にとても有効に機能されています。しかしながら、国の予算では基準額の見直しが行われ、一人当たり月額8万2千円から、7万5千円と減額になりました。それに伴い補助額が下がっている地方自治体もあります。

現在、物価だけでなく東京都の家賃も年々高騰し、保育士にとってこの制度がとても重要とされています。保育士確保・定着のためにも、基準額の維持と保育士宿舎借り上げ補助事業の継続的な実施をお願いいたします。

3. ICT 機器が保育現場で効率的かつ継続的に活用されるよう、導入支援に加え、ランニングコストに対する予算措置をしてください。

保育所における事務量が年々増加しています。処遇改善手当等における事務処理量の増大、また、令和8年度からは「こども誰でも通園制度」も始まり、保育所における事務量はますます増えています。園長の事務量増加も問題視されるようになり、事務員の増員をしている施設も少なくありません。DX化は、それらを解決する手段として有効だと考えられています。例えば多くの施設が利用している、Windows10のサポートも令和7年10月までとなり、パソコンの買い替えを迫られる施設も少なくないことが想定されます。ICT機器の新規購入や入れ替え、新たなソフトの導入費用やその使用料や保守料などのランニングコストも膨大です。

以上のことから、保育所におけるDXの推進については、全国に先駆け東京都独自にICT化への補助を優先的に行っていただき、加えて継続的にICT機器活用ができるようランニングコストへの予算措置をお願いいたします。

4. 少子化と人口減少の影響による定員未充足対策を講じてください。

全国的に少子化・人口減少社会が進んでいく中、都内全域の認可保育所において、定員に満たない施設が多くあることが分かっており、保育所における定員割れは、近年深刻な課題となっております。

各保育施設は、行政指導により、4月における認可定員通りの職員配置が求められております。そのようにしていることで、特に0歳児クラスは、通年を通して、産休・育休明けでの入所を希望する保護者も多く、年度途中でも入りやすくなっていることはとても良いことです。しかしながら、定員が充足されていない期間の入件費は施設での負担となるため、施設財政を圧迫している事も事実です。

0歳児については、欠員に対する入件費について、補助の有無は地域によって格差が生じています。東京都において、0歳児に限らず、全ての年齢に対して欠員のある中で人員を配置している施設に対して、新たなサービス推進費加算項目の新設をお願いいたします。

5. 給食費の負担や事務職員の常勤配置加算などの区市町村格差の是正をお願いいたします。

現在、都内の区市町村では、独自の支援策として給食費無償化が施行されています。このような取り組みは保護者の負担軽減に寄与する先進的な取り組みで有ると考えますが、同じ都内の保育施設で、給食という子どもの生活を支える根幹の部分で区市町村により家庭負担に差が出ています。また、昨今の保育施設長の業務は多種多様となっており、様々な申請・報告書類、記録・保存書類の作成等の他、会計処理・財務諸表電子開示システムへの対応、更に小規模法人では、法人事務も担うなど事務処理が明らかに増加傾向にあり、施設長と非常勤の事務職員だけではこの膨大な事務作業はまかんえきれない為、専任の事務職員の配置が不可欠な状況となっております。

つきましては、給食費の負担や専任の事務職員を常勤職員として配置できる加算などにおいて、区市町村間において格差が生じることのないよう、地域の実情に即した制度の見直しと新たな予算措置について、ぜひご検討賜りますようお願いいたします。

以上

令和7年12月2日

東京都知事
小池百合子 殿

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
会長 川鍋一朗



令和8年度東京都予算等に対する要望について

謹啓 寒冷の候、貴台におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当協会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別紙のとおり要望申し上げますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

令和8年度予算要望ヒアリング資料

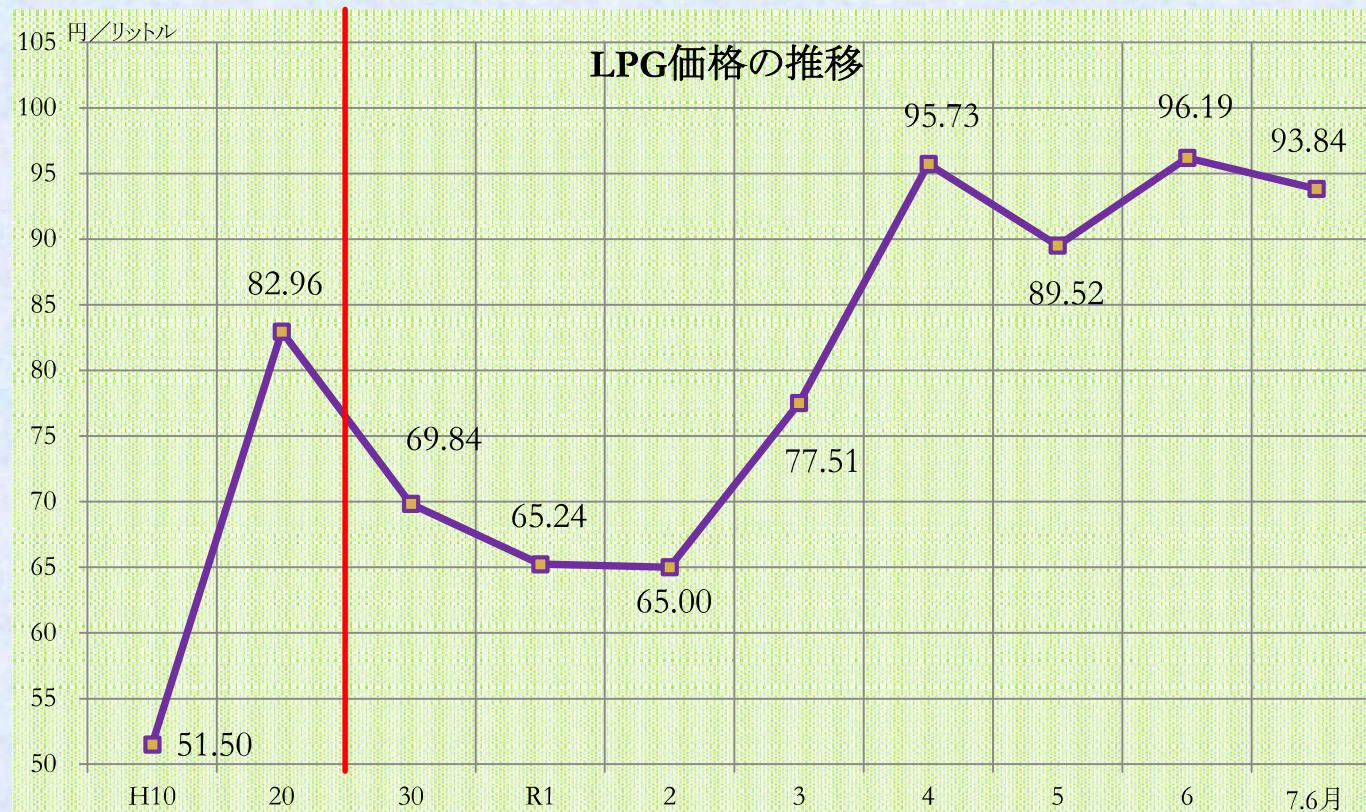


一般社団法人
東京ハイヤー・タクシー協会
Tokyo Hire - Taxi Association

1. 燃料価格高騰による支援要請

総額3.6億円（30,000台×1.2万円）

- 東京都議会各党派のお力添え、また都知事ならびに関係各局のご理解により、6年度補正および7年度予算において、タクシーについても燃料高騰支援対象に加えていただき、誠にありがとうございました。
- 現在においても**LPG価格は高止まり**しており、中小企業の多いタクシー業界では大変厳しい状況にあるため、引き続きのご支援を頂きますようお願いいたします。



2. タクシー車外表示サイン改善対策のための支援要請 総額15億円（30,000台×10万円×1/2）

- 走行中のタクシーが車外前面に向けて表示するスーパーサインについて、利用者より『赤色の「空車」とオレンジ色の「迎車」「予約車」が紛らわしい』との指摘があります。
- 業界からの要望により、R6年5月に行政の表示通達が『「迎車」「予約車」の色が「橙色表示」から「橙色文字または容易に識別出来る色」』へと改正されました。
- また、訪日外国人が年々増加している中で、東京のタクシーがスーパーサインを英語併記することにより、「国際都市東京」のイメージ向上に寄与できるものと考えます。
- 以上を踏まえ、車外表示(スーパーサイン)改善にかかる支援をお願いいたします。



3. 環境性能の高いUDタクシーの導入支援

総額26億円 (2,600台×100万円)

- 東京都からの今までのご支援により、令和7年3月末現在で都内のJPN TAXIは**20,000台**を超え、業界としての目標を達成でき、感謝しております。
- JPN TAXIは利用者からも好評であり、また、車いすの方々への乗車拒否件数も大幅に改善されていることから、今後は**全ての車両をJPN TAXIに代替したい**と考えておりますので、引き続きのご支援をお願いいたします。
- JPN TAXI発売から7年が経過し、経年劣化により**インバーターやスライドドアなどの不具合**が生じてきており、**UD同士の代替え**につきましても、緩和していただきますようお願いいたします。

特定非営利活動法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議
Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)



〒101-0054 東京都千代田区

Tel: (03)5282

e-mail:

URL: <https://www.dpi-japan.org>

都内での車いす乗車拒否は
大幅に改善！

2024年11月8日

国土交通省 物流・自動車局長 鶴田 浩久様

ユニバーサルデザインタクシー車いす乗車拒否改善のお願い

特定非営利活動法人 DPI 日本会議 議長 平野みどり

障害者・高齢者等の移動の円滑化にご尽力いただきありがとうございます。

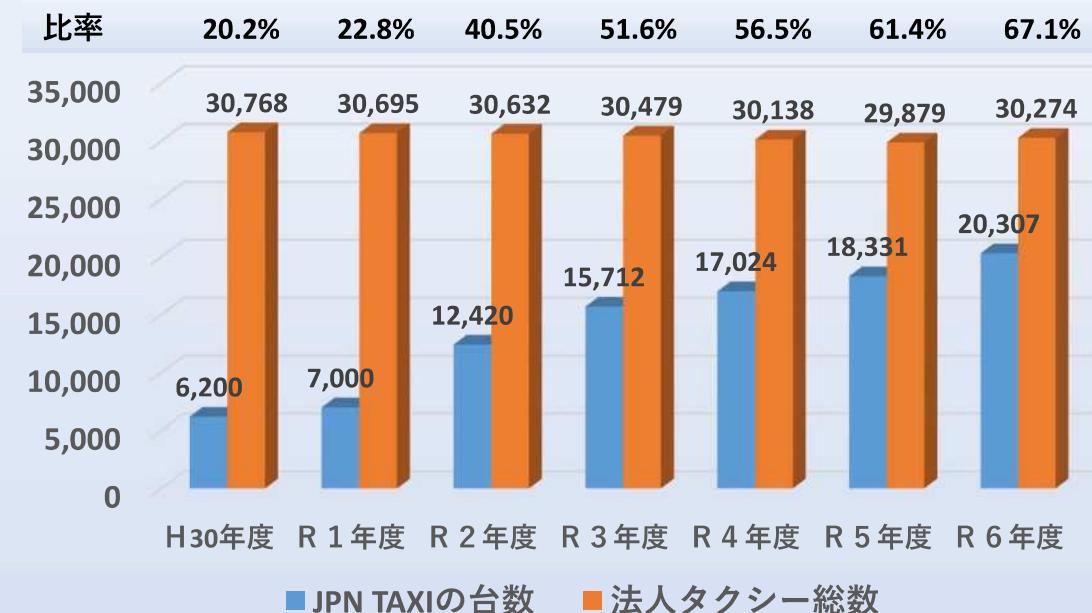
DPI日本会議では、2024年10月25日(金)を中心に行なった「全国一斉行動!UDタクシー乗車運動」を実施しました。全国21都道府県で、延べ108回の車いすでのUDタクシーへの乗車を行い、データを収集しました。2019年、2023年に実施した調査と比較すると、主なポイントは以下の通りです。

- ① 乗車拒否は減少 27%(2019) → 35%(2023) → 31%(2024)
- 電動車いす 25%(2019) → 42%(2023) → 29%(2024)
- ② 簡易電動車いすの乗車拒否が増加 16%(2019) → 40%(2023) → 47%(2024)
- ③ 東京は乗車拒否が減少 21%(2019) → 17%(2023) → 8%(2024)
- ④ 東京以外は乗車拒否が増加 29%(2019) → 41%(2023) → 44%(2024)
- ⑤ 乗車に要した時間は減少 11.2分(2019) → 10.1分(2023) → 8.2分(2024)
- ⑥ 研修を受けていない運転手が減少 2.6%(2019) → 14.3%(2023) → 1.9%(2024)

乗車拒否は4ポイント減少しましたが、31%と高い水準です。東京都での乗車拒否は8%と大幅に減少しましたが、東京都以外の地域では、44%と昨年よりも増加しております。

「全国一斉行動! UDタクシー乗車運動」アンケート結果
(DPI日本会議)

JPN TAXI 導入台数の推移



4. タクシー乗り場における乗車効率向上のための支援要請

- 東京駅八重洲口では、3台→5台同時乗車へ改善したことにより、インバウンドを含むタクシー利用者の待ち時間が大幅に短縮されるなど、利用者にとっても好事例となりました。
- ほかにも、羽田空港国際線やJR新橋駅などのタクシー乗り場における改善策を講じ、タクシーの乗車効率が向上し、利便性も大きく向上してきております。
- 品川駅高輪口など、今後の課題となっている乗り場も点在していることから、東京都からのハード・ソフト面でのご支援をお願いいたします。



5. 通勤時間帯における実車タクシーのバス優先レーン等の走行

- 都内の道路には、**路線バス専用レーンが123箇所、優先レーンが65箇所**指定されています。
- 一方、路線バス事業では、乗務員確保の困難・利用者減などの状況により、赤字路線から減便が進んでいます。
- 交通渋滞の緩和をはじめ、利用者利便向上の観点から、**部分的導入、実験的導入**等で構いませんので、当該レーンのタクシー実車時の走行を認めていただくようお願いいたします。



バス専用レーンにタクシーの走行が認められている例
(大分県大分市)



五輪専用レーンでは、
ステッカーを貼った関係車両
のみ走行できる仕組み



6. 身体障がい者、高齢者等に対する支援施策

- 団塊の世代が後期高齢者となり、**リフト付きタクシー、回転シート付き福祉車両**の需要が高まることが想定されるため、各整備事業の再開をお願いいたします。
- 各区市町村が発行している「**タクシー福祉利用券**」は統一性がなく、集約時に多大なマンパワーが必要となっています。都の誘導により**統一バーコード化**を図るようお願いいたします。
- 都立等の肢体不自由特別支援学校のスクールバスや高齢者、障がい者の送迎バス等の**福祉輸送サービス事業**に供される施設は、**事業所税の非課税・課税標準の特例・減免**の対象に指定されていません。拡充を図るようお願いいたします。

リフト付きタクシー



回転シート付き福祉車両



7 東産協第 83 号
令和7年11月 7日

東京都知事

小池 百合子 様



一般社団法人東京都産業資源循環協会

会長 鈴木 宏和



令和8年度東京都予算に関する要望書

1 【リチウムイオン電池混入防止対策について】

リチウムイオン電池混入による火災事故が後を絶たない。大規模な火災に発展した場合、その被害は甚大で、廃棄物処理事業者は、リチウムイオン電池製品の不適切な廃棄により損害を被っている被害者である。

東京都には「捨てちゃダメ！プロジェクト」など対策に取り組んでいただいているが、更に一段踏み込んだ対策をお願いしたい。

- ① 令和7年4月の環境省通知を踏まえ、区市町村における適切な対応について、指導、支援を強化していただきたい。特に、回収受付の場所・回数が少ないことが混入の原因の一つと考えられるので、回収の場所・日時を増やし利便性を高めることについてご検討いただきたい。
- ② 行政機関による工事や業務の発注・委託に際し、発注部局からリチウムイオン電池混入について注意喚起を行っていただきたい。
- ③ 近年、技能実習等の外国人が増えていることから、外国人向けの注意喚起ポスターを多言語で製作し広報していただきたい。
- ④ リチウムイオン電池を取り出しやすい構造の製品、製品本体への警告・注意書きの明示など、製造業、販売業への協力呼びかけについてご検討いただきたい。
- ⑤ 事業所等から産業廃棄物として排出されるリチウムイオン電池の効率的な回収・リサイクルシステム構築に対して、制度的、技術的なご支援、ご教示をお願いしたい。

2 【リチウムイオン電池検出・除去装置、消火設備等の導入に対する財政的支援について】

リチウムイオン電池火災の対策として、X線検出等を用いてリチウムイオン電池を検知し、取り除く装置が開発されており、リチウムイオン電池混入に起因する火災のリスクを大きく減少させることが期待される。

については、こうした装置の導入に対し、財政的支援を講じていただくようお願いしたい。あわせて、リチウムイオン電池等による火災に対応するための消火設備についても財政支援をお願いしたい。

3 【太陽光パネル廃棄時代に備えた廃ガラスのリサイクル対策について】

太陽光発電装置の義務化（東京都）等に伴い、太陽光パネルの普及が一層進むと思われるが、今後、太陽光パネル廃棄時の処理が課題になる。特に、太陽光パネル等に使用されるガラスについては、これまでのところ、リサイクル率や処理コストの面で費用対効果が薄く、埋立処分となっている例が多い。ガラスのマテリアル・リサイクルを推進する方策について対策をご検討いただきたい。

4 【再生碎石滞留解消のための都有地を活用したストックヤード及び広域海上輸送バースの設置】

再生碎石の滞留問題は年々深刻なものになってきており、都内再資源化工場の限られた敷地内では受入制限も発生し再開発事業にも影響が生じている。滞留問題の解消のため、都有地を活用したストックヤードの整備をお願いしたい。

また、再生材を広域で利用するためには海上輸送が脱炭素等の観点からも必要であるため、バースの整備を推進いただきたい。国は、サーキュラーエコノミーポートの整備を進めているところであり、資源循環を推進するサーキュラーエコノミーポートの施設として、バース整備をご検討いただきたい。

5 【再生骨材を用いたコンクリートの利用促進】

再生骨材コンクリート利用が特記仕様書に明記されるケースが増加してきた一方で、打設箇所の特質性や再生骨材コンクリートの JIS 工場が近隣にない場合などは、設計変更を行うケースも見受けられる。

そのため、都関連工事における再生骨材コンクリートの適切な用途での採用が増加するよう、モデル工事を実施するなど、再生骨材コンクリートの利用促進策を進めていただきたい。

6 【次世代型燃料への補助、次世代型燃料対応の建設機械及び発電機の購入やリースへの補助】

バイオ燃料など次世代型燃料の使用や、次世代型燃料対応の建設機械及び発電機を活用したいが、購入・リースの費用が大変高額なため、導入を断念している。そのため、建設機械や発電機におけるバイオ燃料など次世代型燃料への補助金、次世代型燃料対応の建設機械及び発電機への購入やリース代金への補助を実施していただきたい。

以上

令和 8 年度（2026 年度）要 望 事 項

一 事業の目的について

本事業は、気候変動の影響を緩和することを目的とし、**業務用冷凍空調機器に使われているフロン類の大気排出を抑制する施策**である。

環境省公表による 2023 年度の国内温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素換算で約 10 億 7,100 万トンとなり、2022 年度比で 4.0% の減少、2013 年度比では 23.3% の減少と、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた減少傾向を継続した。その中で、**冷凍空調機器の冷媒として使用されているハイドロフルオロカーボン類の排出量は 3,170 万トンで、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低 GWP 冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果で、ここ 2 年連続して減少しているが、2013 年度比では 43.8% 増とまだ高い状態である。**そこで、2025 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030 年に 2013 年度比 60% 削減、2040 年に同 77% 削減という高い目標としている。

東京都は、2050 年ゼロエミッション東京の実現に向け、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフとその先の未来を見据えた“ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ”を策定している。フロン排出量については、**2050 年フロン排出ゼロをあるべき姿とし、2030 年に 2014 年度比 65% 削減、2035 年に同 70% 削減**という目標を立て、そのために①ノンフロン機器の導入加速（使用冷媒のノンフロン転換推進）②AI 等の新技術でフロン使用機器の使用時漏えいを大幅改善（機器使用時フロン漏えい防止のための管理支援）③技術力向上によって廃棄時のフロン回収を徹底（機器廃棄時フロン漏えい対策の強化）、これらが業務用機器の取組強化策として明記されている。

当協会は「都民に対する冷凍空調機器の取扱いに関する啓発」が事業の柱の一つであり、従来から東京都と連携してこの問題に積極的に取り組んでいる。

令和 7 年度は

1. 機器廃棄時フロン漏えい対策の強化として

充填回収業者の冷媒回収技術力の向上と受注機会の拡大を促す充填回収業者認定制度を導入するにあたり、当年度はそのスキーム及び審査基準等を提案し、制度を試験運用することで、本格実施に向けた課題の把握や改善策の検討を行う。

2. 使用冷媒のノンフロン転換推進として

空調機器のノンフロン化・低 GWP 化の最新技術の動向調査、モデル事業者における導入費用の積算など、ノンフロン化・低 GWP 化の技術調査を支援する。

3. 機器使用時フロン漏えい防止のための管理支援として

フロン排出抑制法に関する最新情報を広く関係者へ周知・啓発するため、
フロン対策講習会を実施する。

この3件を予定している。

そこで令和8年度は、

1. 新規事業：フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業の対象機器群 の拡充

令和7年度に開始した遠隔監視技術活用促進事業の助成対象機種を拡充する。

2. 継続事業：充填回収業者技術力認定制度の本格運用

充填回収業者の技術力認定制度を丁寧に周知のうえ、本格運用を開始する。

3. 継続事業：フロン対策講習会の開催

機器使用時フロン漏えい防止のため、フロン排出抑制法の最新情報を広く関係者へ周知・啓発する。

これらの事業を実施することで、業務用冷凍空調機器のライフサイクルにおける中下流域、すなわち使用時及び廃棄時におけるフロン類の大気排出を抑制し、環境負荷影響の低減を図る。

具体的には以下のとおり。

1. 機器使用時フロン漏えい防止のための管理支援

事業の件名：**「フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業の拡充」**

事業の概要：機器使用時フロン漏えいの早期検知に、機器製造者が提供する遠隔監視技術が有効であり、令和7年度は導入促進のための助成制度を開始した。当助成制度の対象範囲を拡大することで、使用時漏えい量削減につなげる。

事業の内容：現在、ノンフロン機器が市場に流通していない機種として空調機器を助成対象としているが、令和8年度においては、同様にノンフロン機器が存在せず、漏えい率が高いため1台当たりの導入効果が高い輸送用冷凍冷蔵庫を新たに助成対象に追加する。

事業の対象：機器ユーザ(管理者)、機器製造メーカー

2. 機器廃棄時フロン漏えい対策の強化

事業の件名：**「充填回収業者技術力認定制度の本格運用」**

事業の概要：充填回収業者の技術力を認定する制度の本格運用を開始し、優れた技術力を有する事業者が評価される仕組みを構築することで、目的とする廃棄時フロン回収の向上につなげる。

事業の内容：令和8年度は令和7年度に実施する認定制度のスキーム及び審査基準等の構築及び制度の試験運用による改善を受け、本格運用を開始するに当たり、希望する事業者が申請できるよう、十分な周知期間を設ける。また、認定した事業者は、都のホームページなどで公表し、積極

的に取り組んでいる事業者を後押しする。
事業の対象：充填回収業者

3．機器使用時フロン漏えい防止のための管理支援

～ フロン排出抑制法の周知・啓発～

事業の件名：**「フロン対策講習会の開催」**

事業の概要：フロン排出抑制法に基づく機器管理の実態、立入検査の事例、充填・回収量、算定漏えい量などの集計資料、回収技術、漏えい対策技術、今後のフロン動向など、最新情報を講演する。

事業の内容：(1)機器ユーザ⇒点検によるフロン漏えい防止を周知・啓発する。

(2)機器設置業者、保守・整備業者⇒法に基づく責務の周知・啓発、フロン排出抑制技術の向上をはかる。

(3)解体業者⇒解体時のフロン排出抑制の重要性を周知・啓発する。

東京都内の公用施設、地域会場等を利用し、計4回程度開催予定

事業の対象：充填回収業者を中心にすべての関係者、延べ600名程度

以上3件を要望する。

二 事業のスケジュール及び実施団体について

1．実施期間：令和8年4月から令和9年3月

2．報告書提出：中間報告 令和8年11月、最終報告 令和9年3月

3．実行団体：一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会

会長（代表理事）：村山正策

窓口担当（専務理事）：関口恭一

事業担当（理事・技術委員長）：光永 佳仁

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館402-2号室

電話：03-3437-9236 FAX：03-3459-1474

<http://www.toreikyo.or.jp> e-mail：trk1@toreikyo.or.jp